## 令和4年度適正なリユースの促進及び 違法な不用品回収業者対策に向けた調査・検討業務 報告書

令和5年3月三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

### 目次

I. 使用済製品等のリユースに関する自治体によるモデル実証事業の支援及び検証	1
II. リユース市場規模調査等	22
第1章 リユース市場に関連する情報収集	22
第2章 自治体及び事業者の連携方策の調査・検討	31
1 . 市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査(アンケート調査)	31
2 . 先進的な取組に関するヒアリング調査	81
第3章 「リユース促進のための手引き」の改訂に向けた検討等	83
1 . 「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」の改訂に向けた検討	83
2 . 一般消費者向けのリユース促進に関する普及啓発資材の作成	88
III. 自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナーの開催	89
1 . セミナー開催の趣旨・目的	89
2 . セミナーの開催概要・開催結果	89
3 . セミナー参加者アンケートの集計結果	91
4 . アンケート調査票 (参考)	104

# I. 使用済製品等のリユースに関する自治体によるモデル実証事業の支援及び検証

リユース関連事業者や、市民団体等と連携した先導的な使用済製品等のリユースに関する施策 を実施する自治体を支援することを目的とし、環境省が公募する「令和 4 年度使用済製品等のリ ユースに関する自治体モデル実証事業」において、実施自治体に対する技術的支援等を行った。

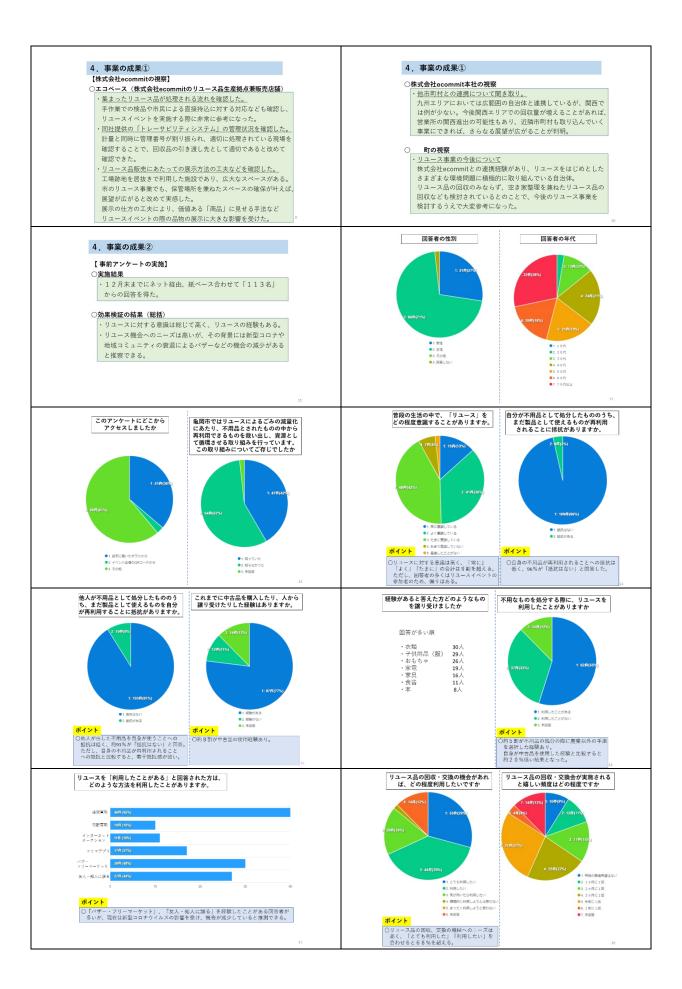
令和 4 年度においては、申請書類等から選考会による審査( 有識者 2 名で実施。申請書に基づく書類審査の上、審査委員会を開催)を行った結果、6 件の事業を採択した。実施自治体は、京都府亀岡市、京都府京都市、神奈川県座間市、神奈川県川崎市、東京都八王子市である。

令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業 採択事業一覧

マ和4年反使用海袋の守のウユー人に関する日本でフル关証事業・採扒事業・見				
	事業の名称	事業の概要		
京都府亀岡市	民間企業及び地元自治 会と連携したリユース 品回収の実施と効果の 可視化	自治会館等を拠点に、住民から粗大ごみも含むリユース可能品を引き取り、地元のイベントの場で住民へ引き渡し、引き取り手がいないものは、協賛企業が買い取り、次の引き取り手へ。回収品追跡システムによりごみ処理の透明化を図る。		
京都府京都市	地域内での使用済衣服の回収循環のプラットフォームキャッチ(仮) 創出のための検討・実証事業	京都市内に衣服を回収する回収 BOX を設置し、古着事業者による仕分けを行い、再利用可能な衣服について、小売り・卸事業者やイベント等で販売することで、市域内で循環させるプラットフォームをキャッチ(仮)と名付け、その創出を目指す。		
神奈川県座間市	埋もれている再利用価 値発掘活用大作戦!	従来、企業が廃棄物として処分していた麻袋を譲り受け、草木類を剪定する自治会に配布してごみ袋及びバイオマス資源として活用する等、地方自治体が必要とする物品について、当該物品を廃棄物として処分している事業者を探し出し、譲り受け、リユースを図る。		
神奈川県川崎市	地域情報の掲示板サイト(デジタルプラットフォーム)を活用した、官民連携・譲り合いスポットによる先導的・ つ総合的なごみ減量・リユース促進事業	市民の持ち込み及び自治体の回収による、衣類、食器、子供用品、家具家電等の使用済製品や、余った食品の持ち込み・必要とする方への譲渡(フードドライブ)等を活かし、地域での再利用促進と公共施設へのリュース提供を行う。		
東京都八王子市	オンラインを活用した 不要品のリユース実証 事業	市施設を活用し、不要となった再利用可能な品物をごみとして出す前に市民から受け取り、オンラインを活用して、引き取りを希望する方へ有償又は無償にて引き渡す。ノウハウを持った民間企業を公募により選定し、連携して実施することにより、市民の利便性向上や事業の効率化を図る。		
埼玉県坂戸市	子育て世帯向けリユー ス品のマッチング事業	子育て世帯への支援とごみ減量を目的として、子育て世帯で不要となっているものや欲しいものを調査した上で取扱い品目を選定し、不要品を所有している世帯と欲しいものがある世帯のマッチングを市が窓口となって行う。		

## 1.京都府亀岡市:民間企業及び地元自治会と連携したリユース品回収の実施と効果の可視化





#### 4. 事業の成果③

#### 【リユース品回収・交換会(1回目)】

実施結果 参加人数 (持込者数) 約45人 参加人数 (持帰りのみ含む) 約55人 回収総重量585.37kg 持帰り重量108.71kg 最終引取量476.66kg

- 効果検証の結果 ・1 町を対象とした事業としては十分な回収量となり、同様の成果が

  - 考えられる。 考えられる。 メッセージボードがイベントの盛り上がり、コミュニティ活性化に

#### 4. 事業の成果⑤

#### 【回収品の最終的なリユース状況】

どの程度寄与できたかが不明。

・リユース品の主な分類と重量・点数

カテゴリ	重量	点数
食器	395kg	1,280点
雑貨	266kg	433点
キッチン用品	361kg	27点
おもちゃ	17kg	78点
生活家電	16kg	15点
ファッション雑貨	13kg	41点

# 具検証の結果 ・2ヶ月連続での実施であったが、回収量が減少することはなかった。 ただし、実施月が12月であり、大掃除などの影響で一時的に回収量が増加している可能性も考えられる。 ・持帰り率は18%=28%と増加した。 2度目の応報チラシでは「持帰りのみも可能」であることを強調したため、その効果が出たものと考えられる。 また、過去の全市対象の事業の中で最も持帰り率が高かったのが子育て用品に特化した交換会であったため、2度目の広報チラシに「ベビー用品」の項目を明記したことも、持ち帰り率増加の要因ではないか。

イベント当日集まったものの事例

【リユース品回収・交換会(2回目)】

実施結果 参加人数 (持込者数) 約55人 参加人数 (持帰りのみ含む) 約65人

4. 事業の成果④







回収総重量594.97kg 持帰り重量171.61kg 最終引取量423.36kg







#### 住民に引き渡したものの事例













#### 4. 事業の成果⑥

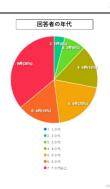
#### 【事後アンケートの実施】

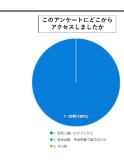
実施結果 2月末までにネット経由で「25名」からの回答を得た。

- 効果検証の結果(総括)参加しなかった(できなかった)理由は開催を知らなかったか、 都合がつかなかったという理由が多く、リユースに対する意識は
  - 高まっている。 開催自体を知っていれば参加したかった、という回答が多いため、 告知方法を工夫することで、さらに大きな効果を得ることも可能 と推察される。

# 回答者の性別

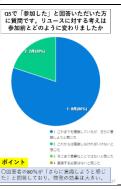












回答が多い順 ・持ち込み可能かの判断に送った 3名 ・告知から実施までが短く 準備ができなかった 1名

Q5で「参加した」と回答いただいた方 に質問です。参加するにあたり、迷った ことや事前に知っておきたかったことは ありますか

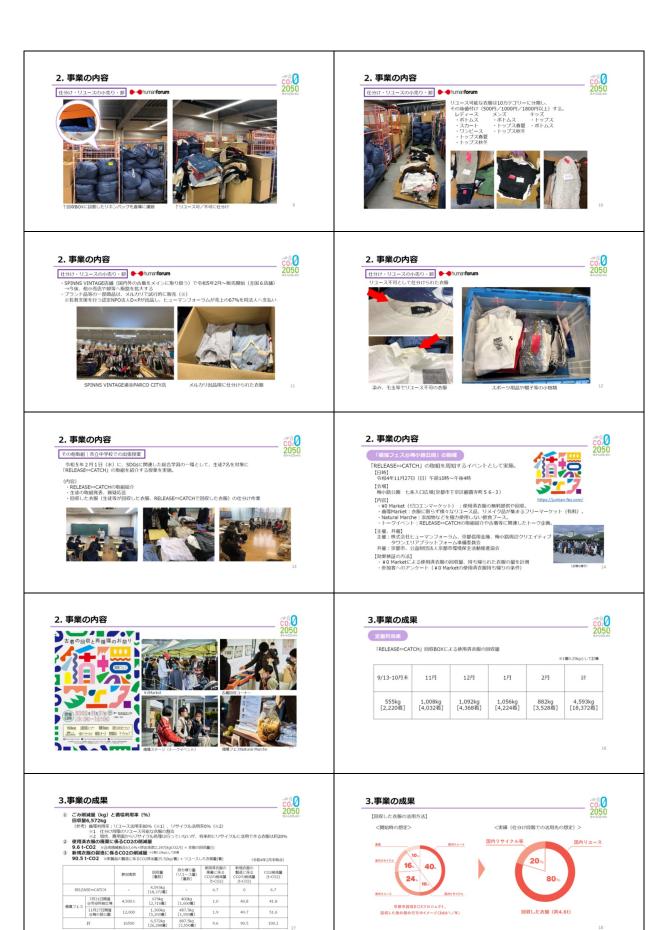
○自由記入のため、回答者数が少ないが、 持ち込み可否で適うことが多い。 チラシからホームページへ誘導し、さらに 詳しい持ち込み基準書を提示するなどの 対策が必要。





2 . 京都府京都市:地域内での使用済衣服の回収循環のプラットフォームキャッチ(仮) 創出のための検討・実証事業





回収した衣服 (約4.6t)

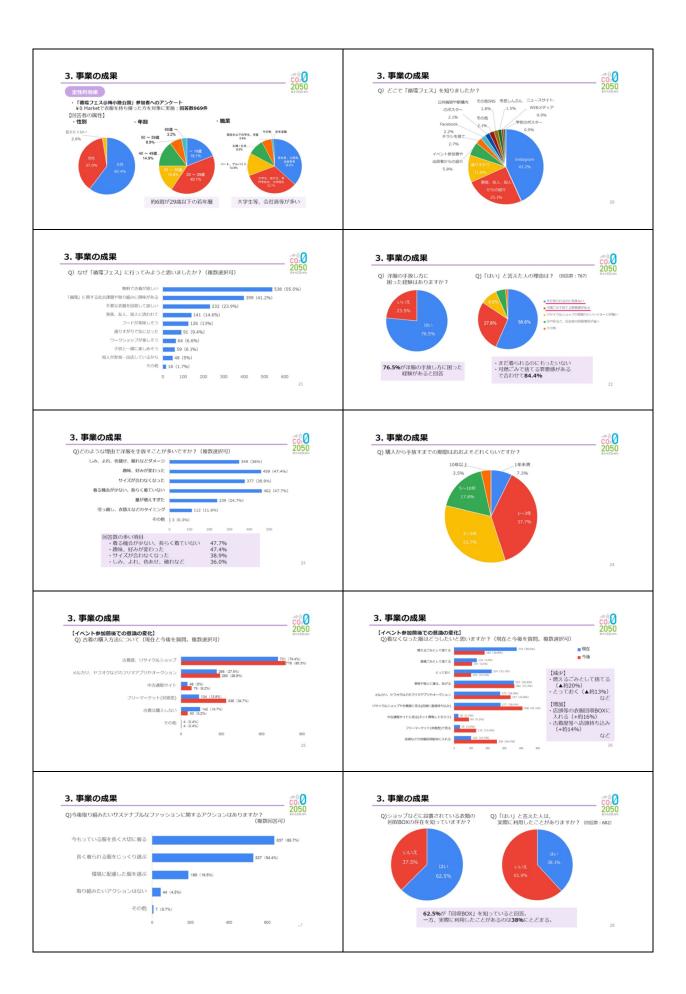
40.8

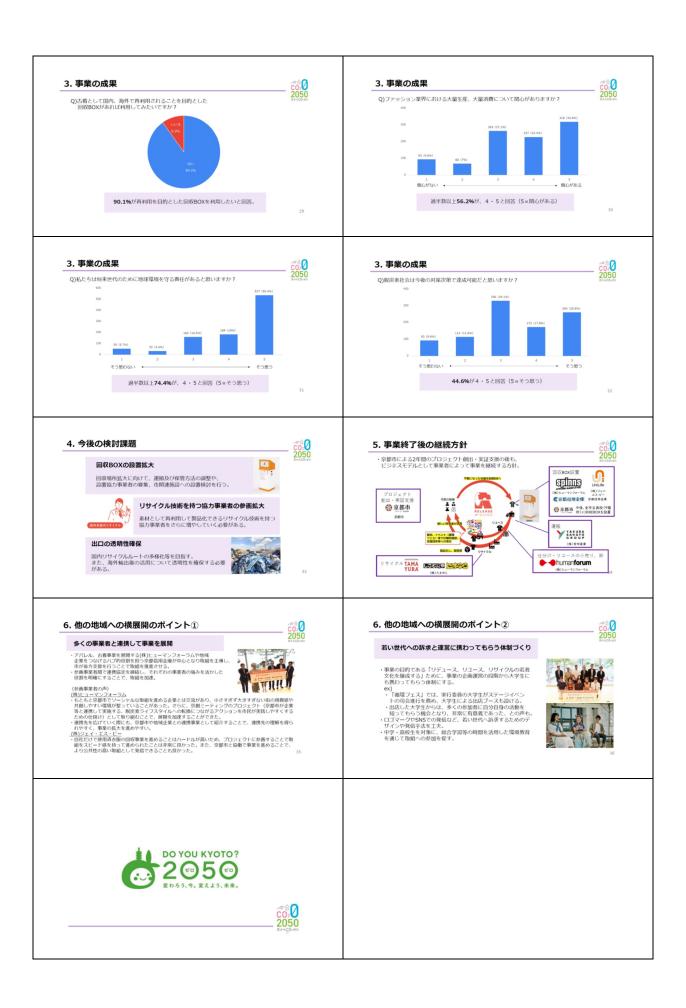
49.7

1.9

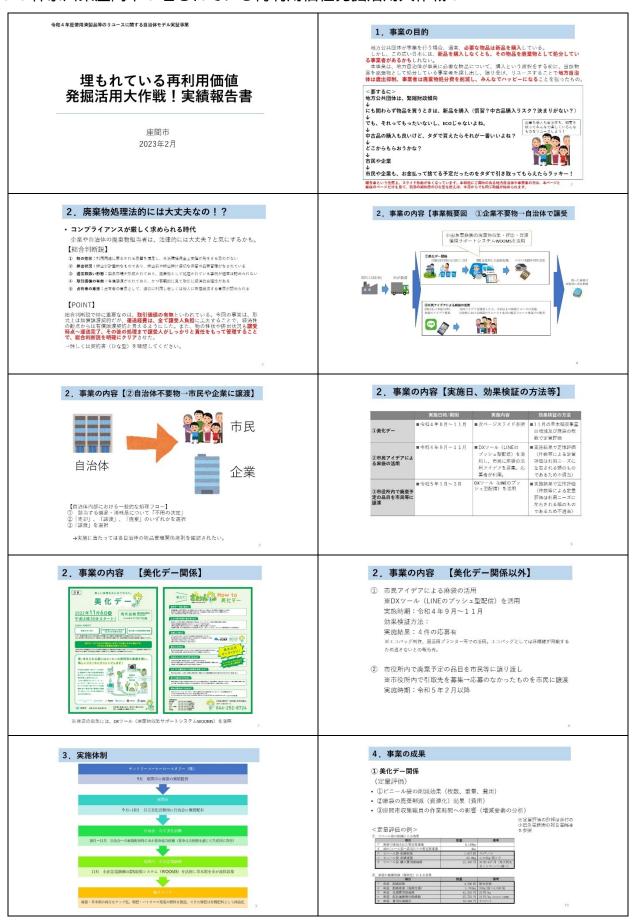
41.8

51.6 100.1





#### 3. 神奈川県座間市:埋もれている再利用価値発掘活用大作戦!



#### 4. 事業の成果

(定性評価)

座間市 LINE公式アカウントに登録の市民を対象にアンケートを実施。 (回答数170名)

利益用が必要がある。 利益用が必要がある。 対益用が必要が が可能となること、収集した開定検の ・ 麻袋に対する評価 (大きと、枚款、盤ましい配布場所、排出時に協力できる事項、麻袋 ・ 本部したい雑点としたくない理由など) ・ 二気見・ご問題

アンケート結果例(市民からの感想・ご意見)

項目	人数
アイデアの提案(教育への展開、エシカル消費情報、遊休地活 用、堆肥置場等)	11 名
青定的意見・感想(継続的な活動支持、地域コミュニケーションが図れた、個人利用希望等)	9名
麻袋について(袋が小さい、その他への利用等)	8名
周知について (周知・説明の不足、情報の提供等)	8 %
要望・感想 (麻紐の配布要望等)	7.名
今後への反省(自治会単位での麻袋提供により利用できず)	7名
収集体制へのご意見 (戸別、有料化、収集時間等)	
81	42 名

#### 4. 事業の成果

#### ②市民アイデアによる麻袋の活用

実施結果

10月27日にLINEによるプッシュ通知を実行

・ 効果検証の結果

(定量評価) 4件の問合せ&麻袋配布済 (定性評価) 市民からの声

麻繊維が飛散するため、エコバッグや小物を作るための材料としては全く使えなかった。屋 外で担料を入れる袋や野菜の保存袋のような使い方ならできた。

#### 4. 事業の成果

#### ③市役所内で廃棄する品物を市民等に無償譲渡 <消耗品>

品目: A 4 ドッジファイル 1 0 0 個超、丸イス、収納棚等 時期:令和5年2月20日~3月上旬(LINE周知) 方法:先着順。ご自由にお持ちください方式 (受付処理に係る人件費を削減するため、

申請書等は提出不要にした。)

結果:全て提供できた。

→今まで市役所内部では古くて使えないと判断し廃棄していたものでも、 無料なら使う方が多くいることが分かった。

#### 4. 事業の成果

#### ③市役所内で廃棄する品物を市民等に無償譲渡

<備品類>

品目:机、椅子等

時期: 令和5年2月22日~3月1日 (LINE周知) 方法:先着順

(申請書を用意し、現場で書いていただく方式) 結果:LINE通知後3時間で10組を超える方が来庁

(※最初の窓口来庁者は、LINE通知からわずか5分後)

(相)するジュ 6. 北瀬田 (

ーオフィス切デスタとしては無国能と的位所では非難したものも、「対レージで日報人工の台 として使用する子記 策、他カッドよって、地方ながない力があることが分かった。未妨害への同 をおけることも終まれたが、完かってもあ込みが未知なかること、完かを他と表にまてもある 裏向ス件長き考えたとき、メルカリを使い売がする場合は、空に人を機能与公がマイナスになっ てよまため、現れ大拝乗担手を使い回りません。

#### 5. 今後の検討課題

#### ① 美化デー関係

○ 本は、 内閣・ 麻袋の楽化デーでのリユースについてはスキーム構築済、ただし、麻袋繊維が無敵する課題あり。そのため、麻袋を使用するか否かは任意とし、来年 は、森袋を利用していただける自治会が増えるよう自治会総連合会に早い 段階でお伝えする今の取組を進める予定。

#### ②市民アイデアによる麻袋の活用

課題は特になし。利用ニーズが第一のため、ニーズがなければ、実施は中止。(市民の解袋のリユースの意識改革という他人の意識を変えるという一般的には困難な方向に限られた人と時間を充てるなら、他のリユースの取租に充てる方が適切と判断。)

#### ③市役所内で廃棄予定の品目を市民等に譲渡

本市では従来実施したことのない取組のため、本市管理部門が「市の不用 品を市民等に譲渡することは、地方自治法や本市条例上、問題ないか?」と 想念を示したため、その確認に時間を要した。

(※) その他 (※) その他 行政がリュースによる原棄物総量 即以を考えたとき、どのタイミングで 欲しい人とあげたい人をマッチングするのが、効果的・効率的かゼロペース で考えたい。 (原産物処理として行政が関与する前に市民を民間サービスに 積極的に誘導する等)

#### 6. 事業終了後の継続方針

① 美化デー関係

②市民アイデアによる麻袋の活用

③市役所内で廃棄予定の品目を市民等に譲渡



すべて来年度も実施したい

#### 7. 本事業の横展開のポイント

【最重要】譲渡後に、譲渡物に起因した事故等があったとき、譲渡 者は一切の責任を負わず、譲受者が一切の責任を負うことを契約で 明確にする。

別知にする。 →通常の販売商品と異なるため、譲受者が貴務を負わないと、譲渡 者はリスクを恐れ、譲渡に後ろ向きになる。 →懸念の大半は起きない。リスクの発生確率と享受便益を天秤にか け、プラスなら実施を決勝する。どんなに事前検討しても問題は起 こる。あとは、やりながら解決しよう。

#### 【企業と連携する際の特色】

企業の排出物は、それ自体が企業秘密になる場合がある。企業秘密 へのスタンスは企業により異なるが、廃棄物処理費用の削減やSDGs の観点から一緒にやってみませんかとお願いする姿勢も重要です。

#### 【契約書ひな型】 Marian Communication of the Co

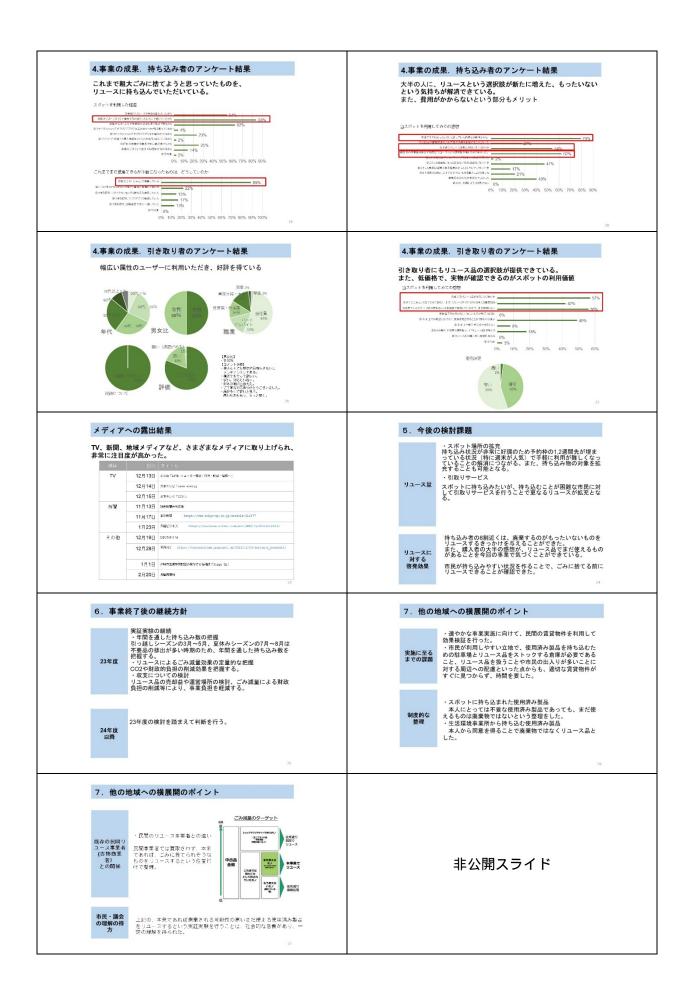
詳しくは添付資料を確認してください。

- 11 -

4. 神奈川県川崎市:地域情報の掲示板サイト(デジタルプラットフォーム)を活用した、官民連携・譲り合いスポットによる先導的かつ総合的なごみ減量・リユース促進事業







#### 5 . 東京都八王子市:オンラインを活用した不要品のリユース実証事業

令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業

#### オンラインを活用した不要品の リユース実証事業 最終報告書

実施団体名 八王子市

2023年2月

#### 1. 事業の目的及び概要

粗大ごみなどの減量及び資源の有効活用のため、不要 となった再利用可能な品物をごみとして出す前に市民か ら受け取り、オンラインを活用して、引取を希望する方 へ有償又は無償にて引き渡す実証事業を行う。

なお、ノウハウを持った民間企業を公募により選定し、 連携して実施することにより、市民の利使性向上や事業 の効率化を図る。

#### 2. 事業の内容 (1/5)

#### 1 連携企業による不要品のリユース実証事業の実施

(1) 実施内容

- ア 市民が不要品を市施設へ持ち込み(オンラインによる事前予 約制)、連携企業が再利用可能と判断した場合は無料で引き 取る。(一部市が粗大ごみ等として引き取ったものを提 (井)
- イ 引き取った品物 (リユース品) を連携企業がオンラインブ ラットフォームを活用して値段を付けて出品し (無料の場合 もある)、オンラインプラットフォームで引取手を探す。
- ウ 引取を希望する方に、市施設で有償又は無償にてリユー ス品を引き渡す。
- エ その他、不要な食品を引き取り、無償提供する事業を実施。

#### 2. 事業の内容 (2/5)



【市】 ・ 場所の提供 事業の周知・啓発

【ジモティー】 ○ 不要品の持込受付・引取 オンライン掲載リユース品の販売

#### 周知・啓発

#### 2. 事業の内容 (3/5)

(1) ジモティースポット八王子の開設

#### 🕏 × 🔭 ジモティー



- (1) 実施期間 令和4年9月9日から令和5年3月31 日まで(モデル事業は2月28日に終了)
- (2) 実施場所 あったかホール1階(八王子市北野環境 学習センター)
- (3) 営業日時 金~日曜日 10:00~16:30

あったかホール (八王子市環境学習センター)

#### 2. 事業の内容(4/5)





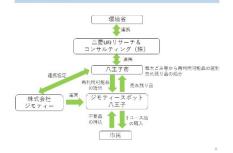


【取り扱う主な品目】 家具、家電、スポーツ用品、レジャー用品、子ども用品等 ※壊れていないモノのみ 一部食料品の引取及び、無償譲渡も実施 ①常温保存可②未開封品の市販品 ③賞味期限 2 か月以上 別:レトルト食品、お米、カップ麺、菓子等

#### 2. 事業の内容(5/5)

- (3) 効果検証の方法
- 引き渡し品数及び重量により、ごみの減量効果を検証 リユース率(引き渡し数/出品数)により、事業の効率性を 検証
- ウ 事業経費、販売収益及び市の処理費用削減額により、事業の 継続性を検証
- エ 上記の他に利用者へのアンケート調査を行い、不要品を持ち 込むにあたり、どのように情報を得たか等について検証を行

#### 3. 実施体制



#### 4. 事業の成果 (1/12)

(1) 引き渡し数及び重量により、ごみの減量効果を検証 目標値:1営業日あたり100品引き渡し、年間39トン (月65トン) のごみの削減

	引き渡し数 (件)	引き渡し品重量 (kg)	1営業日あたりの 引き渡し数(件)
9月	1,071	3,165	107.1
10月	1,038	5,139	74.1
11月	1,091	5,647	90.9
12月	1,298	5,866	108.2
1月	1,539	8,043	128.3
2月	1,051	7,093	87.6
合計	7,088	34,953	
平均	1,181	5,826	99.4
※食品は含ます	*		

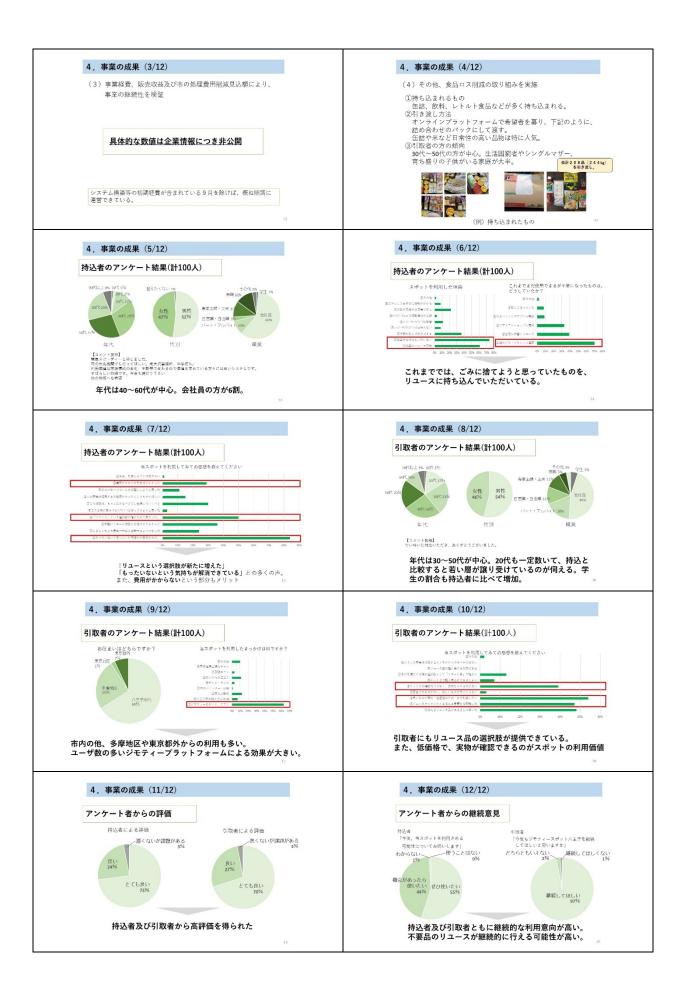
引き渡し数:概ね目標を達成 引き渡し品重量:1,2月は目標達成。

#### 4. 事業の成果 (2/12)

(2) リユース率 (引き渡し数/出品数) により、事業の効率性を 冷証

正 正統・リューフ索を毎日 000/ D/ L

	もの累計リ ース率		6,037		6,24	6	96.7%
			き渡し数( (件)	a)	出品数		リユース率(a/b) (%)
月平均	1,181	87	1,295	109	678	14	85.18
숨計	7,088	521	7,769	655		83	91.2%
2月	1,635	187	1,523	270	598	0	107.35%
1月	1,754	96	1,630	119	710	15	107.61%
12月	1,202	43	1,354	24	849	26	88.77%
11月	1,048	71	1,117	77	723	18	93.82%
10月	889	42	1,053	27	672	6	84.43%
9月	560	82	1,092	138	514	18	51.28%
		うち市提 供分(件)		うも市提 供分(件)	在庫数	原棄数	リユース薬(a/b) (%)



#### 5. 今後の検討課題 6. 事業終了後の継続方針 (1) 引き渡し重量が少ないが、引き渡し数は概ね目標達成。 (1) R5年度は<u>委託契約</u>で同様の事業を実施予定 ・アンケート結果より継続要望が<u>9割以上</u> ・リユースによるごみ減量効果が大きい ・家具等の重量物の価格設定の見直し (2) 経費面による事業継続性の課題 (2) 座員国によるサ来州が近いが西 ・回転率を高め、先上及び処理費用削減見込額を増加させる ・啓発強化による利用者数増、HP以外からの持込予約の検討 (3) アンケートでいただいたご意見 ・場所がわかりにくい(駐車場・受付) (2) R5年度事業に向けた主な検討内容 ・料金設定 ・予約しなくても持ち込めるとよい ・民間のリサイクルショップよりも一部高い品目がある ・市の出先機関でも本取組を行ってほしい ・実施体制 7. 他の地域への横展開のポイント (1) 11月22日オール東京62 環境担当者研修会で本取組の説明 (2) 報告内容 「八王子市とジモティーによるリユースの取組について」 (3) 参加団体 環境イノベーション情報機構、公益財団法人廃棄物・3R研究財団 青梅市、小平市、日野市、小金井市、町田市、京都市 (4)主な質疑

ア 金土日のみ開催の理由 イ 持込がオンライン予約のみの理由

#### 6 . 埼玉県坂戸市:子育て世帯向けリユース品のマッチング事業

令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業

#### 子育て世帯向けリユース品の マッチング事業 報告書

埼玉県坂戸市

2023年2月

#### 1. 事業の目的

- 坂戸市では、年間約3,000tもの不燃系のごみが発生しています。 その中には、また使えそうな製品が多く見受けられ、特におもちゃ等の子どもに関する製品も多く含まれています。
- 少子化により一人っ子の世帯が多くなっているため、不要になった製品がリユースされる機会が減り、ごみとして捨てられてしまうことが増えていることが原因だと考えられます。
- 上述のこと及び坂戸市では子育で支援に力を入れていることから、 子育で世帯の支援とごみ減量を目指して本事業(子育で世帯向け リユース品のマッチング事業)を行います。
- マッチング対象外の製品については、民間リユースの情報を市民 に周知し、リュース方法の選択肢の拡大を図ります。

2. 事業の内容①

・子育て世帯向けリユース品のマッチング事業概要 宇施期間: 令和5年1月4日から同年2月28日まで

①家庭で不要になっているリユース品目を募集し、受入施設に 持ち込んでもらう。 ※受入施設: 市役所、東・西清掃センター、環境学館いずみ、 明治安田生命保険市内営業所

②リユース品目は東清掃センターに集約し、管理・清掃・消毒等 作業後に市ホームページに掲載する。 ※市HP:https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/23/35532.html

③リユース品目が欲しい人は専用のメールアドレスにメールで 応募する。 ※応募できる品目は、子どもの人数×品目

④当選者にはメールでお知らせして、清掃センター等の市内公共 施設又は明治安田生命保険市内営業所にてリユース品をお渡し する。

#### 2. 事業の内容①

・市民意識調査

モデル事業のリユース品目を選定するため、子育て世帯で不要となっている製品や欲しい製品をアンケート調査した。

調査期間 令和4年11月1日から同月20日まで

調査対象 ①15歳以下の子どもがいる世帯約8,000世帯のうち、 1,000名を無作為抽出し、調査票を送付 Web回答を併用

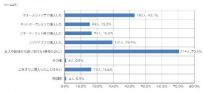
②明治安田生命保険の外交員に対面調査を依頼 調査件数100件、うち回答41件

	配布数(票)	回収数(票)	回収率(%)
	(A)	(B)	(B) /A)
O SECTION OF THE	4.000	Web回答 194	40.4
①郵送調査	1,000	郵送回答 210	40.4
②対面調査	100	41	41.0

#### 2. 事業の内容①

#### ・市民意識調査結果の抜粋

①子ども用品のリユース品を購入したことがあるか。



- ・「友人や親族から譲り受けた(無償を含む)」が70.6%で最も多い。
- ・「これまでに購入したことはない」は16.4%となっており、多く の人がリユース品購入経験があることが分かった。

#### 2. 事業の内容①

#### ・市民意識調査結果の抜粋

②リユースに興味があるか。



- ・「購入も提供もしたい」が45.2%で最も多い。
- 「提供したいと思う」が34.6%で2番目に多い。
- リユースに興味がある割合は92.2%となっており、多くの人がリユースに興味を持っていることが分かった。

#### 2. 事業の内容①

#### ・市民意識調査結果の抜粋

③リユース品でも使いたいもの、提供できるものがあるか。



#### 2. 事業の内容①

#### ・子育て世帯向けリユース品の対象品目選定

子育て世帯からのアンケート結果速報値により、ご家庭で不要となっているものや欲しいものを調査、結果をランキング付けし要望の多かった9種類を取扱い品目とした。

(1) 絵本・図鑑・学習図書・・・1位 使いたい:22.2% 提供できる:30.9% (2) 教育用品・教育系DVD等・・3位、6位

①知育・教育用品と②教育系CD・DVDを統合 ①使いたい:21.1% 提供できる:16.0% ②使いたい:15.5% 提供できる:14.9% (3) 積み木・ブロック・・・・4位 使いたい:12.9% 提供できる:21.6%

使いたい:12.3% 適用できる:22.6% 99 (4) ベビーカー・・・・・・<u>8位</u> を 使いたい:10.3% 提供できる:11.3% (5) チャイルドシート・・・5位、11位 ①自動車用チャイルドシートと②自転車用チャイルド シートを紙音 ②使いたい:9.3% 提供できる:22.2% ②使いたい:9.3% 提供できる:6.6%

(6) プラスチック製おもちゃ等・・9位 (8) 二輪車・ストライダー・・・<u>7位</u> 使いたい:17.0% 提供できる:11.3% (9) 自転車用ヘルメット・・・10位 使いたい:8.2% 提供できる:15.5%

#### 2. 事業の内容①

#### ・燃やさないごみ組成検査 (リユース対象品目)

燃やさないごみの中に、リユース対象品目がどれぐらい含まれて いるのかを検査した。

・令和 4 年11月30日実施 ごみ収集車19台17,460kgのうち、5台5,750kgを検査した。

#### 【検査結果】

①5,750kgのうち、リユース対象品目が90kg検出された。→ごみ全体の約1.57%に当たる重量

② 1 週間の収集量17.460kgのうち、1.57%に当たる重量は274kg 一毎週274kgのリユース対象品目が、ごみとして廃棄されている。 ③年間にすると、約14トン (14,248kg) となる。

○坂戸市内で年間14トンの子育て世帯向け製品が、リユースされず に廃棄されている。

#### 2. 事業の内容①

・燃やさないごみ組成検査(リユース対象品目)





#### 2. 事業の内容①

- ポスターによる周知 市役所や公民館等の市内 公共施設及び明治安田生命 保険の営業所に貼り付け
- 折込チラシによる周知 (42,000世帯)

1月1日号広報さかどに、リュース事業についてのチラシを折り込み配布

- 明治安田生命の外交員によるチラシの配布
- 市内公共施設でのチラシの配布



#### 4 AN BO 4 清掃センター等 にて受取 点面いいただいたリコース別が申请機 ロンターで見がた。 四章・連修・以後の 記録、 間的でに対象します。 **100** Partners (Frankling) PT. AUCCEPHERMANN.LOLET. NEC-ANEEN.PHILACLET. OCEVEROPASSECLICLET. 3 & LUIA

#### 2. 事業の内容①

- リユース品の管理
- 受入れした不要品は 清掃・消毒・状態確認等の管理を行う。



#### 2. 事業の内容①

2. 事業の内容①

- ・市HPへの掲載
- 市HPに、リユース品の情報を記載したpdfファイルを掲載した。
- ○掲載点数 185品・635点 重量917.79kg



#### 2. 事業の内容①

- ・リユース本コーナーを設置
- を本等は全巻セット等のまとまっている品物以外はマッチングに適していない(応募がない)ことから、東清掃センター内にリユース本コーナーを設置して配合・事前予約なしで受取可
- ・冊数の制限無し
- ○リユース成立数 · 267冊 · 重量86.04kg



#### 2. 事業の内容①

- ・子育て世帯向けリユース品のマッチング事業の効果検証方法
- ①不要品の持込み人数の集計

持込み時に譲渡届を記入してもらい、その数量により人数を把握する。

- ②リユース品の数量及び重量を集計 管理表にリユース品を記載、市ホームページに掲載する際に リユース品の重量を計量する。
- ③リユース品の応募人数の集計 応募メールの件数により人数を把握する。

#### 3. 事業の成果①

- ・子育て世帯向けリユース品のマッチング事業 [宝施結里]
- ①不要品の譲渡(受入れ)134名
- ②市HPへ掲載185品・635点 重量917.79kg ③リユース品の応募113件
- 3リユース品の応募113年 マッチング成支94局: 388点 重量566.98kg (内駅)(1)絵本・図鑑・学習図書:6/22品 (2)教育用品・教育系DVD等:11/14品 (3)債み木・ブロック:3/14品 (4)ベビーカー:10/24品

  - (5) チャイルドシート: 12/29品 (6) プラスチック製おもちゃ等: 32/52品
- (0) ノフステック表わらっキャ・32/32㎡ (7) 子供用自転車: 9/10品 (8) 三輪車・ストライダー: 5/11品 (9) 自転車用ヘルメット: 6/9品 ④リユース本コーナーでのリユース成立267冊 重量86.04kg

#### 4. 事業の内容②

・マッチング対象外製品の民間リユース活用 実施期間:令和4年10月18日~

㈱マーケットエンタープライズが運営しているリユースプラット ホーム「おいくら」を市民に紹介し、民間リユースを活用したごみ 減量を促す。

「おいくら」によるごみ減量効果検証については、月初に前月分 の利用者数、査定品目・品数の報告が㈱マーケットエンタープライ ズからあるため、それにより想定重量の算出する。

※おいくら:不要品の写真を撮影して送ることで、複数のリユース ショップから買取価格の査定が受けられるサービス

※㈱マーケットエンタープライズとは使用済製品等のリユース(再利用)に関する連携協定を令和4年10月5日に締結した。

※おいくら坂戸市用HPのリリース:令和4年10月18日

#### 4. 事業の内容②

- 折込チラシによる周知 (42,000世帯)
- 12月1日号広報さかどに、 おいくらを利用したリユー スについてのチラシを折り 込み配布した。
- 明治安田生命の外交員によるチラシの配布
- 市内公共施設でのチラシの配布



#### 5. 事業の成果②

#### ②マッチング対象外製品の民間リユース活用

実施結果 (2月28日現在) ※市HPから経由して依頼した件数

- ・おいくらへの査定依頼89件
- ・品物数169点・重量3,150kg

(内訳) (1)家具:85点 (10)工具・農機具:1点 (2)家電:39点 (11)ホピー: 1点 (3)ファッション:9点 (12)楽器: 3点 (4)スマホ・PC・周辺機器:5点 (13)事務機器:1点 (5)自転車:1点 04)片付け:12点

(6)スポーツ用品: 2点 (7)書籍、DVD、ゲーム:5点 (8)AV機器:1点 (9)バイク・カー用品: 4点

#### 6. 事業終了後の継続方針

- 事業終了前には、「ホームページだけでは分かりづらい」「実際に 見てみたい」という声が多数あったため、リユース品保管室を公開 し、メール受付だけでなく、直接受付も可能とした。
- 今後は、市の中心に近い西清掃センター内に、子育て世帯向けリュース品の常設展示スペースを設けて、リュース品のマッチングを行う。





#### 6. 事業終了後の継続方針

- ホームページでのマッチングについては、既存のシステムを用いて 事務を行ったことから、LGLANやインターネット系LANのデータ 移行やホームページのアップロードに他譲の永辺が必要なことなど、 手続きが非常に頂雑だったか。 総長 ないこととする。 一すでに運用しているシステムやアプリがあり、それを用いてマッチングが可能であれば、継続できた可能性が高い。
- おいくらの適用については、高齢者から、利用したいが操作が難しい等の声があった。
   一令後、イベント等で、おいくらによる操作説明会を開催していく予定となっている。

#### 7. 本市で行ったこと(横展開のポイント)

- リユース品のマッチングについて
- ①リュース品の持ち込みや応募については、概ねアンケートの調査 結果に近い数値だった。一リュースに関する事業を行う場合、アンケートを取ることが重要であるといえる。
- 要であるといえる。 ②インターネットを使ったマッチングについては、既存のシステム を利用して連用するのは、手続きが填雑で継続性に乏しくなる。 一方で、常設展示場所を設けてリユースを行う場合は、展示ス ベースが必要になり、また、リユース品が多量に集まった場合や リユース品が停滞した場合に、スペースが不足する可能性がある。
  - →展示スペースの不足については、市がおいくらを使って、引き 取り手がない品物を民間リユースすることで解決可能

#### 7. 本市で行ったこと (横展開のポイント)

おいくらとの連携の活用について ①空き家対策

坂戸市が空き家所有者に行ったアンケート調査により、空き家を整理する際の懸案事項として、空き家内の家財道具等の処分が上位を占めていた。

っていた。 一交き実対策の担当課と連携し、安き家のごみ問題や所有者への通知 の際に「おいくら」のちらしを活用し、PRを始めた。また、「おいく ら」においても1軒まるごとリユースは非常に関味を持っており、積 極的に動きたいとのこと。

#### ②一人暮らしの大学生

(20一人勢のしの大子生 坂戸市内には3つの大学があり、市内に住む学生も多いため、卒業 に合わせて引っ越しすることで発生するごみが問題になって生これる。 一域西大学、女子栄養大学、明満大学、東京電機大学に、学生に民間 リュースを活用するよう説明にいったところ、大学関係者も「不要品が が片付き、かつ、売却益もでるため、お金に因っている学生も利用し やすい」と前向きに共感いただき、大学のHPや学生あてにメールにて PRを実施してもらった。

#### 7.モデル事業の成果

モデル事業は、実施したモデル自治体において継続的、発展的な取組が進むことが望ましく、また、モデル自治体の成果が他の地域への展開に役立つものであることが期待される。

本事業で実施した6モデル自治体のいずれも、令和5年度以降も事業を継続する方針を示している。例えば、川崎市では「ジモティースポット川崎」の実証実験期間を2024年3月31日まで延長することを決定<sup>1</sup>、その理由を「実証実験の開始以降、ジモティースポット川崎は多くの粗大ごみをリユースすることに成功しており、住民の方からもご好評の声をいただくことの多い取り組みとなっております。今後、実証実験として延長することでより効率的に多くの粗大ごみを減量するための仕組みの構築を目指します。」としている。

他のモデル自治体においても、モデル事業の成果を踏まえて、継続・拡大を図ろうと進めており、 環境省が支援することによる効果・意義があったと考えられる。一方で、継続・拡大時の課題としては、「いずれからのタイミングで市の支援なしに自立的な事業とすることを考えているが、協力 団体(自治会等)での体制に不安がある」、「市の費用対効果、協力事業者における事業採算性に改善の余地があり、精査するとともに、市民への啓発・情報発信が必要」、「市民が利用し易く、アクセスしやすい場所・スペースの確保」などが挙げられている。地域・取組内容ごとの課題となるが、これらは引き続きの検討が求められる。

また、他の地域への展開については、いずれのモデル自治体においても、環境省事業採択後に他の自治体からの問い合わせ・照会を多数受けており、他の自治体でも関心を有するところが少なくないことが伺える。また、例えば、座間市においては、事業者との協定書のひな形なども提供しており、今後新たに実施する自治体にとって参考となる情報が整理できたと考えられる。

環境省では、令和 5 年度にリユースに関するウェブサイトを公開する予定であり、これらのモデル事業の成果をそのコンテンツとして活用し、関心をもつ自治体に広く情報発信を行っていくことが効果的と考えられる。

項目	他自治体か らの照会	他自治体で参考になると思われる事項(例)
京都府亀岡市	有	・ リユース可能な物品をイベントで回収する際の広報の工 夫点(例:持ち込み可能な物品のわかりやすい表示)等
京都府京都市	有	・ 多くの事業者と連携して事業を展開 若い世代への訴求と運営に携わってもらう体制づくり 等
神奈川県座間市	有	・ 民間事業者との協定書のひな形(譲受者が一切の責任を負うことを明記したもの)等
神奈川県川崎市	有	・ 制度上の整理(持ち込み者本人の同意等を元に、持ち込み物を廃棄物ではなくリユース品と整理)等
東京都八王子市	有	・ リユース品の需要と持ち込み希望のマッチングを行うオンラインプラットフォームの提供(民間事業者と連携)
埼玉県坂戸市	有	・ 民間事業者が提供するサービス(「おいくら」)と連携する ことによる自治体の展示スペース削減

図表 1 他の地域への横展開のポイント

出典) 各モデル事業報告書および聞き取り結果等を基に MURC 作成

<sup>1</sup> 

<sup>1 2023</sup> 年 3 月 17 日付け、株式会社ジモティーのニュースリリース(<a href="https://jmty.co.jp/archives/20132/news\_release/">https://jmty.co.jp/archives/20132/news\_release/</a>)(2023 年 3 月 20 日取得)

#### II. リユース市場規模調査等

#### 第1章 リユース市場に関連する情報収集

#### 1.1 リサイクル通信「リユース市場データブック」の整理

リユースを一層促進させることを目的に、令和3年度に引き続き、公的統計及び業界団体等が 情報収集・発信している情報を調査した。関連団体との意見交換を実施した他、令和4年度に発 刊された「リユース市場データブック」の更新版について、下記のとおり整理した。

#### 1)統計・調査概要

リサイクル通信「リユース市場データブック」は、株式会社リフォーム産業新聞社が発行する中古市場に関するデータをとりまとめた書籍である。新品市場と比較しデータの少ないリユース市場の市場動向等の統計データをとりまとめるため発刊されており、リユース市場に対する経営戦略、マーケティング戦略等を立案する上で、欠かせない情報を厳選して紹介されている。

図表 2 「リユース市場データブック」の概要

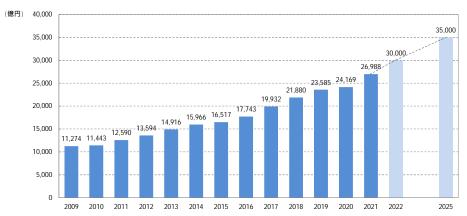
項目	概要					
調査の目的	リユース市場に対する経営戦略、マーケティング戦略等を立案する上で、欠					
	かせない情報を厳選					
調査の対象	主に、以下の項目を対象としている。					
	1 市場動向					
	・リユース市場規模					
	・商品別セグメント					
	・商品別リユース市場規模の推移(6年間)					
	・商品別の有力企業シェア率					
	・商品別の粗利率(主要 6 商材)					
	・買取市場規模					
	・リユース企業の店舗数					
	・古物商・質屋事業者数					
	2 事業者					
	・リユース有力企業 250 社					
	・指標別中古売上ランキング					
	3 大手企業					
	・リユース大手企業 21 社の経営指標推移を分析					
	4 市場展望					
	5 古物市場					
調査時期・期間						
調査の方法	以下のデータをもとに分析・制作					
	・リサイクル通信の独自調査によるデータ					
	・行政、民間シンクタンクなどの統計情報					
	・上場企業の IR 情報					
	*「市場規模」はリサイクル通信による「中古売上ランキング」等を基に算出					
	されており、定義は不明。					
最新の	リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」					
統計データ	(株式会社リフォーム産業新聞社、2022 年発行)					

出典)リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」(株式会社リフォーム産業新聞社、2022 年発行)。発刊当時は中古ビジネスデータブックであり、その後中古市場データブック、2021 年より「リユース市場データブック」となった。

#### 2) データの概要

#### リユース市場規模(国内の消費財における販売額)の経年変化と予測

2021 年における、国内の消費財における販売額を示したリユース市場規模は 2 兆 6,988 億円で、2009 年の 1 兆 1,274 億円から順調に増加し、ここ  $2 \sim 3$  年の伸びは大きい。今後も市場規模が増加していくことが予測されており、2025 年には 3 兆 5,000 億円に達すると見込まれている。



図表 3 リユース市場規模(国内の消費財における販売額)の経年変化と予測

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」

注)法人間の売買および輸出に関する値は含まれておらず、自動車や住宅等は集計対象外

注)推計値は環境省「平成24年度使用済製品等のリユース促進事業研究会」の調査を基準に、リサイクル通信による「中古売上ランキング」や取材情報をもとに算出。また、市場規模の予測は環境省「平成24年度使用済製品等のリユース促進事業研究会」の調査における年代別のリユース利用率をもとにリユース人口を推計し、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口及び年代別の構成比をもとに将来的なリユース人口を推計し、1人当たりの購入単価を掛け合わせて算出。これまでの市場成長率も加味して算出。

#### 販路別の販売額

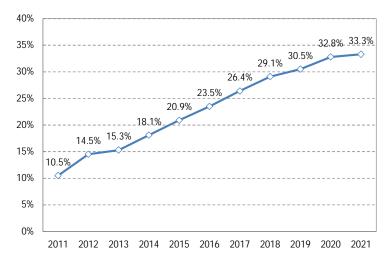
2021 年のリユース市場 2 兆 6,988 億円の内訳は、「店頭販売」(B to C) が 9,928 億円、「ネット販売」のうち、C to C が 11,686 億円、B to C が 4,963 億円、「その他・不明」が 411 億円である。 B to C 市場に関してネット販売は 2014 年の 2,158 億円から増加傾向にあるが、店頭販売は 2014 年の 9,763 億円からほぼ変わらない。また、ネット販売による C to C 市場は 2016 年の 5,093 億円から、著しく増加している。



図表 4 リユース市場規模(国内の消費財における販売額)の販路別内訳(2021年)

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」

また、リユース事業者の国内小売りにおけるネット売上の占める割合は、2011 年の 10.5%から 2021 年の 33.3%へ 22.8pt 増加しており、インターネットを介したリユース市場が増加している。

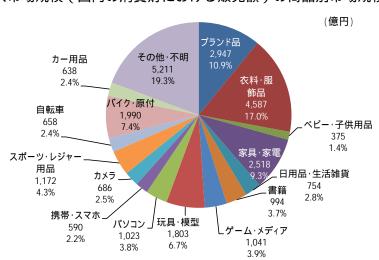


図表 5 リユース企業のネット売上比率の経年変化

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」

#### 商品別の販売額

2021年のリユース市場 2 兆 6,988 億円の内訳を商品別にみると、「衣料・服飾品」が最も多く 17.0%(4,587億円)、「ブランド品」が 10.9%(2,974億円)、「家具・家電」が 9.3%(2,518億円) と続く。最も伸びが高かったものは、「玩具・模型」で前年比 19.7%増であった。古着(衣料・服飾品)については、「ブームと呼ぶよりは、むしろ定着してきた感がある」「リユース市場で 17%を占める主要な商材となっている」と評価されている。



図表 6 リユース市場規模(国内の消費財における販売額)の商品別市場規模(2021年)

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」

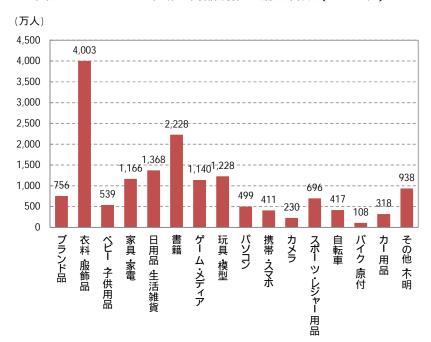
注)上図の合計は2兆6,987億円であり(出典まま) 2021年の市場規模と一致しない。

商品別購入単価を比較すると、「バイク・原付」が184,801 円で最も大きく、「ブランド品」が38,974 円、「カメラ」が29,788 円と続く。一方で推定購入者数を比較すると、「衣料・服飾品」が4,003 万人で最も多く、「書籍」が2,228 万人、「日用品・生活雑貨」が1,368 万人と続く。



図表 7 リユース市場の商品別購入単価(2021年)

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」 注)ゲーム・メディア以外の購入単価は、環境省の市場規模調査(平成 30 年)の値



図表 8 リユース市場の商品別推定購入者数(2021年)

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」 注)推定購入者数は、商品別の市場規模を購入単価で除した数値

#### 古物商・質屋事業者数

2021年における古物商許可数は 44.1万件で、前年より 11.4%増加したが、2019年より大幅に減少している。2007年(66.1万件)と比較しても、33.3%減少している。前年比の増加率をみても、2007年から 2019年にかけて減少傾向にあるが、2020年で大幅に減少したことがうかがえる。これは、古物営業法の一部が改正(令和2年4月1日に施行)され、古物商等の許可について、都道府県ごとの公安委員会の許可から、主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可に改められた。そのため、1社で複数の届け出をする必要がなくなったことにより、全体数が減っている。なお、これまで、古物商は廃業申請をする必要がなく、古物商許可数に実際には廃業している古物商が含まれていた可能性もあったが、今般の改正で正確な古物商数が把握できることとなった。



図表 9 古物商許可数の経年変化

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」注) 警察庁統計データよりリサイクル通信が作成

2021 年における質屋営業の許可数は 2,594 件で、2007 年 (3,579 件)から 27.5%減少していた。前年度比の増加率は ·1.2~ ·3.1%で推移している。



図表 10 質屋営業の許可数の経年変化

出典) リサイクル通信「リユース市場データブック 2022」注) 警察庁統計データよりリサイクル通信が作成

#### 1.2 シェアリングエコノミーの市場規模推計(試行結果)

令和3年度リユース市場規模調査では消費者アンケートを実施し、中古品・リユース品の購入経験の有無など、消費者の意向を広く把握する事前調査と、中古品・リユース品の購入経験者を対象に詳細な数量・金額データを把握する本調査を行った。新たなリユース市場(シェアリング)の概況を把握することを目的に、同アンケート調査の事前調査ではシェアリングサービスの利用経験の有無、また本調査ではシェアリングサービスの利用回数・利用金額に関する問いを設けた。同結果を活用した分析を以下のとおり実施した。(消費者アンケートの詳細は、「令和3年度適正なリユースの促進及び違法な不用品回収業者対策に向けた調査検討業務報告書」を参照。)

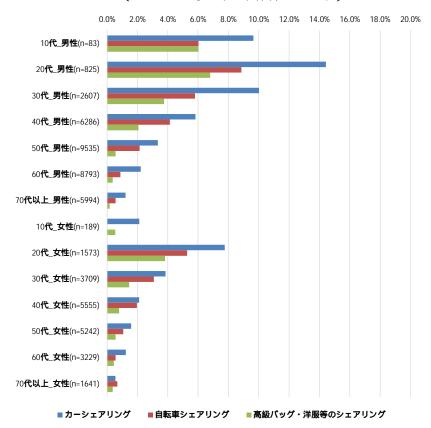
#### 1)シェアリングサービスの利用経験の有無

「あなたは、シェアリングサービスを利用したことがありますか。(シェアリングとは「複数人で共有すること」を意味し、ここではレンタカーやレンタサイクル等は含みません)」との設問より、シェアリングサービスの利用経験について把握した。

カーシェアリング、自転車シェアリング、高級バッグ・洋服等のシェアリングの利用経験について、「過去 1 年間に利用したことがある」との回答は  $1.1\% \sim 3.4\%$  に留まった。一方、性別、年齢ごとに見ると、若い世代の方(特に 20 代)が、また女性よりも男性の方が、「過去 1 年間に利用したことがある」との回答が多い傾向にある。

図表 11 シェアリングサービスの利用経験について(サービス毎に単一回答、2021年)

図表 12 性別、年齢ごとのシェアリングサービスの利用経験 (サービス毎に単一回答、2021年)



#### 2) シェアリングサービスの利用経験の有無

令和3年度リユース市場規模推計で採用されている「消費者アンケート調査を踏まえたリユース市場の推計方法」に従い、カーシェアリング、自転車シェアリング、高級バッグ・洋服等のシェアリングの市場規模を推計した結果は以下のとおりである。一般社団法人シェアリングエコノミー協会は2021年のシェアリングエコノミーの市場規模として、カーシェアリングや自転車シェアリングを含むと考えられる「移動」は2,432億円、高級バッグ・洋服等を含むと考えられる「モノ」は11,882億円と推計しており、図表 13の推計結果はこれらの一部と考えられる。

なお、本アンケート調査における本調査の対象者は、令和3年度リユース市場規模推計の推計対象品目の購入者がそれぞれ200人以上となることを目指したものであり、日本全国の消費者を母集団とした無作為抽出の結果ではない。そのため、図表13の推計結果も調査対象者の観点で制約・課題がある点に注意が必要であるが、同様の調査手法を用いた推計の可能性が示唆された。

図表 13 リユース市場規模(最終需要ベース)の推計結果(自動車、バイクを含む)

	利用者数の推計値 (人)	年間利用価格の 平均値(円/人)	市場規模(億円)
カーシェアリング	4,049,322	17,206	697
自転車シェアリング	2,635,495	4,998	132
高級バッグ・洋服等の シェアリング	1,611,286	13,541	218

市場規模 = 利用者数の推計値×年間利用価格の平均値

#### 3) 古材リユースに関する調査

令和2年度、3年度に実施した古材リユースに関する調査等結果を参考に、古材リユースにお ける課題抽出や新たな取組の調査・検討を行った。

日本標準産業分類におけるリユースに関する産業分類として、「5423 自動車中古部品卸売業」 「5912 中古自動車小売業」「5933 中古電気製品小売業」「6062 古本小売業」「6097 骨とう 品小売業」「6098 中古品小売業(骨とう品を除く)」が想定されが、いずれの分類においても、 古材リユースに関する統計情報が収集されていないと考えられる。

古材リユースの統計情報の整理に向けては、比較的が近い産業分類としては、例えば、「中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち「121 製材業,木製品製造業」、または、「中分類 53 建築材料,鉱物・金属材料等卸売業」のうち「536 再生資源卸売業」の一部として把握、ま たは新たに産業分類を位置づけて把握する必要があると考えらえる。

	図表 14 「日本標準産業分類」におけるリユースに関係する産業分類
542	自動車卸売業
5421	自動車卸売業(二輪自動車を含む)
5422	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
5423	自動車中古部品卸売業
591	自動車小売業
5911	
	中古自動車小売業
	自動車部分品・附属品小売業
5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
593	機械器具小売業(自動車,自転車を除く)
5931	
5932	
	中古電気製品小売業
5939	その他の機械器具小売業
606	書籍・文房具小売業
6061	
	古本小売業 新聞小売業
	利国小元 <del>業</del> 紙・文房具小売業
0004	紙・又房具小冗耒
609	他に分類されない小売業
6091	
	たばこ・喫煙具専門小売業
6093	
6094	
6095	
6096	
	骨とう品小売業
6098	中古品小売業(骨とう品を除く)

図表 15 「日本標準産業分類」における古材リユースに関係すると考えらえる産業分類

# 中分類 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 121 製材業,木製品製造業 1211 一般製材業 1212 単板 (ベニヤ)製造業 1213 木材チップ製造業 1219 その他の特殊製材業 中分類 53 建築材料,鉱物・金属材料等卸売業 536 再生資源卸売業 5361 空瓶・空缶等空容器卸売業 5362 鉄スクラップ卸売業

5363

5369 その他の再生資源卸売業

非鉄金属スクラップ卸売業

#### 第2章 自治体及び事業者の連携方策の調査・検討

#### 1.市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査(アンケート調査)

平成 30 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の1つとして「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられており、その中の取組として、「サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリング等2 R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響(天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等)について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する」ことが求められている。また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」においても、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」は地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられているところである。

環境省では、使用済製品等の適正なリユースを実効的に推進するための先進的事例の創出及び横展開を目的とした「令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」等、地方公共団体におけるリユースの取組に関する支援を進めている。

上記を踏まえて、市区町村等におけるリユース促進に向けた取組状況等を把握し、今後の施策検討の参考とするため「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」を実施した。なお、アンケート調査の実施に合わせて、各地方公共団体の実態に合わせたリユース促進の一助としていただくことを目的とし、リユース排出先に関する住民向け情報発信チラシを提供した。

#### 1.1 調査概要

#### (1) 調査実施方法

「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に電子調査票を配布した。各市区町村が電子調査票で記入・回答の上、調査会社に提出していただいた。

調査対象は市区町村(1,741件) 調査期間は令和4年11月9日(水)から12月9日(金)とした。

#### (2)調査項目(概要)

本調査では以下の項目についての実態把握を行った。調査項目の詳細については、後述「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」調査票を参照。

図表 16 「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」の調査項目

#### 調査項目(概要)

- ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の位置づけ・記載
- ▶ 使用済製品等のリユース促進に向けた取組(リユースの類型別に把握、リビルド・リファービッシュ・リマニュファクチュアリングの取組、民間事業者との連携状況、使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定、課題、など
- サステナブルファッションの進展に向けた取組
- ➤ その他(「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月)の 活用状況など)

#### (3) 回収率

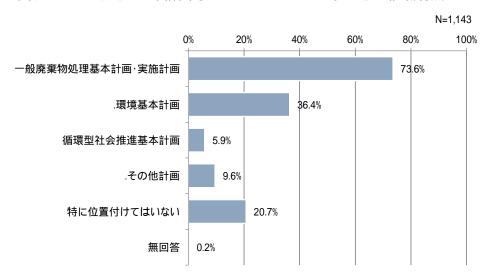
回答数は 1,143 件で、回収率は 65.5%であった。( なお、12 月 9 日 (金)の回答 🗸 切り後に提出があった調査票も集計の対象としている)。

#### 1.2 調査結果

#### 1.2.1 ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の位置づけ

#### (1) ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無について

「一般廃棄物処理基本計画・実施計画」の回答が最も多く 841 件であり、全体の 73.6%であった。次いで、「環境基本計画」416 件(36.4%)「特に位置付けてはいない」237 件(20.7%)となっている。



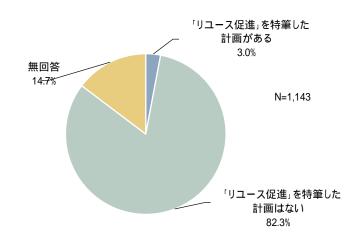
図表 17 ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無

図表 18 ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無

		件数	割合
1.	一般廃棄物処理基本計画・実施計画	841	73.6%
2.	環境基本計画	416	36.4%
3.	循環型社会推進基本計画	67	5.9%
4.	その他計画	110	9.6%
	特に位置付けてはいない	237	20.7%
合計		1,143	100.0%

## (2) 「リユース促進」を特筆した計画の有無

「『リユース促進』を特筆した計画はない」との回答は 941 件であり、全体の 82.3%であった。 一方、「『リユース促進』を特筆した計画がある」との回答は 34 件 (3.0%)であり、8 割以上が 「計画はない」と回答している。



図表 19 「リユース促進」を特筆した計画の有無

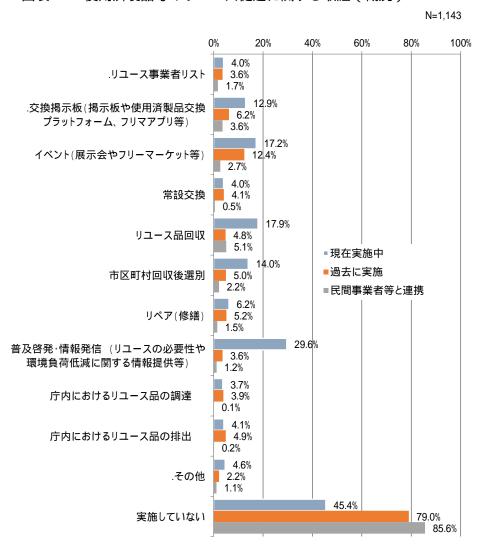
図表 20 「リユース促進」を特筆した計画の有無

	件数	割合
1. 「リユース促進」を特筆した計画がある	34	3.0%
2. 「リユース促進」を特筆した計画はない	941	82.3%
無回答	168	14.7%
合計	1,143	100.0%

#### 1.2.2 使用済製品等のリユース促進に向けた取組

#### (1) 使用済製品等のリユース促進に関する取組(概況)について

使用済製品等のリユース促進に関する取組(概況)について「現在実施中」の回答が最も多いのは、「普及啓発・情報発信(リユースの必要性や環境負荷低減に関する情報提供等)」338件であり、全体の29.6%であった。次いで「リユース品回収」205件(17.9%)、「イベント(展示会やフリーマーケット等)」197件(17.2%)となっている。一方、「過去に実施(現在は実施していない)」の回答が最も多いのは、「イベント(展示会やフリーマーケット等)」142件(12.4%)、次いで「交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)」71件(6.2%)となっている。また、「民間事業者等との連携が有り」の回答については、「リユース品回収」58件(5.1%)が最も多く、次いで「交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)」41件(3.6%)となっている。



図表 21 使用済製品等のリユース促進に関する取組(概況)

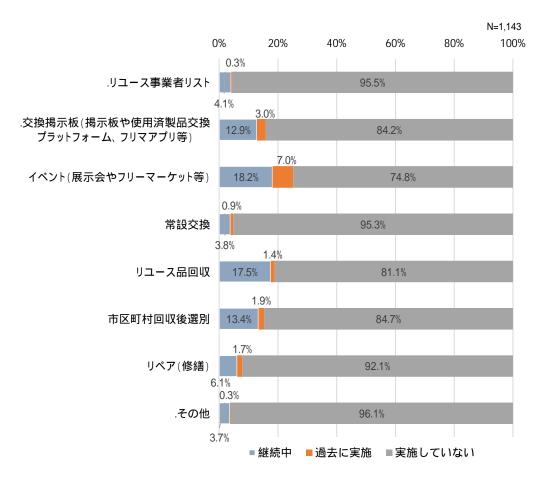
図表 22 使用済製品等のリユース促進に関する取組(概況)

		現在実施中	過去に実施	民間事業者 等と連携
1.	リユース事業者リスト	46	41	20
		4.0%	3.6%	1.7%
2.	交換掲示板(掲示板や使用済製品交換	148	71	41
	プラットフォーム、フリマアプリ等)	12.9%	6.2%	3.6%
3.	イベント(展示会やフリーマーケット等)	197	142	31
	1 2 (23.21)	17.2%	12.4%	2.7%
4.	常設交換	46	47	6
••	市政义揆	4.0%	4.1%	0.5%
5.	リユース品回収	205	55	58
Э.	<b>ラユーバ出自</b> 収	17.9%	4.8%	5.1%
6	6. 市区町村回収後選別	160	57	25
0.		14.0%	5.0%	2.2%
7.	リペア(修繕)	71	59	17
, .		6.2%	5.2%	1.5%
8.	普及啓発・情報発信 (リユースの必要性や	338	41	14
	環境負荷低減に関する情報提供等)	29.6%	3.6%	1.2%
9.	庁内におけるリユース品の調達	42	45	1
<i>)</i> .	717912077 71100間足	3.7%	3.9%	0.1%
10	庁内におけるリユース品の排出	47	56	2
10.	いいしゅうユーン四の計山	4.1%	4.9%	0.2%
11.	その他	53	25	13
		4.6%	2.2%	1.1%
	実施していない	519	903	978
	ZIE O CVIIGVI	45.4%	79.0%	85.6%

### (2) 具体的な取り組み事例の継続状況について

「継続中」との回答が最も多いのは、「イベント(展示会やフリーマーケット等)」の 208 件であり、全体の 18.2%であった。次いで「リユース品回収」200 件(17.5%)「市町村回収後選別」 153 件(13.4%)となっている。「過去に実施」が最も多いのは「イベント(展示会やフリーマーケット等)」の 80 件(7.0%)であり、次いで「交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)」34 件(3.0%)「市町村回収後選別」22 件(1.9%)となっている。

図表 23 具体的な取り組み事例の継続状況



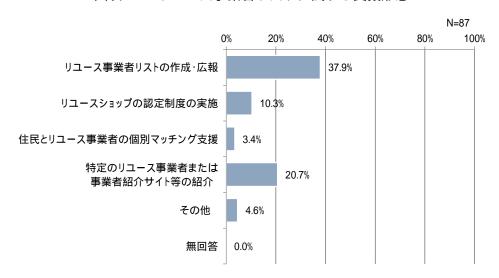
図表 24 具体的な取り組み事例の継続状況

		継続中	過去に実施	実施して いない	合計
1.	リユース事業者リスト	47	4	1,092	1,143
1.	プローバチ来日 アバー	4.1%	0.3%	95.5%	100.0%
2.	交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラッ	147	34	962	1,143
	トフォーム、フリマアプリ等)	12.9%	3.0%	84.2%	100.0%
3.	イベント(展示会やフリーマーケット等)	208	80	855	1,143
5.	イベンド(成小会とフラーマーグラド等)	18.2%	7.0%	74.8%	100.0%
4.	常設交換	44	10	1,089	1,143
т.	市政义揆	3.8%	0.9%	95.3%	100.0%
5.	リユース品回収	200	16	927	1,143
<i>J</i> .	グユース品画収	17.5%	1.4%	81.1%	100.0%
6.	市区町村回収後選別	153	22	968	1,143
0.	17 区 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	13.4%	1.9%	84.7%	100.0%
7.	リペア(修繕)	70	20	1,053	1,143
7.		6.1%	1.7%	92.1%	100.0%
8.	その他	42	3	1,098	1,143
Ŭ.		3.7%	0.3%	96.1%	100.0%

#### (3) 具体的な取り組み事例について

### 1)「リユース事業者リスト」について

リユース事業者リストに関する市区町村の支援形態については、「リユース事業者リストの作成・広報」が最も多く 33 件(37.9%) 次いで「特定のリユース事業者または事業者紹介サイト等の紹介」18 件(20.7%)であった。



図表 25 リユース事業者リストに関する支援形態

図表 26 リユース事業者リストに関する支援形態

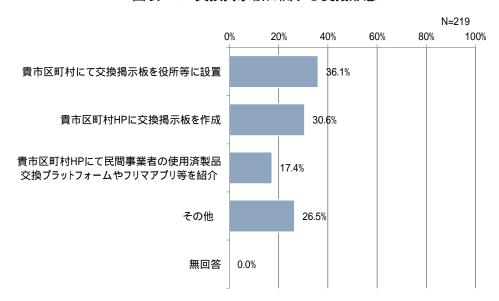
		件数	割合
1.	リユース事業者リストの作成・広報	33	37.9%
2.	リユースショップの認定制度の実施	9	10.3%
3.	住民とリユース事業者の個別マッチング支援	3	3.4%
4.	特定のリユース事業者または事業者紹介サイト等の紹介事	18	20.7%
	業者紹介サイト等の紹介	16	20.770
5.	その他	4	4.6%
	無回答	0	0.0%
	合計	87	100.0%

### <支援形態のその他(一部抜粋)>

- ・ 住民リユースのマッチング
- ・ 地域課題解決プロジェクトとして、事業者と協働し、リユース子ども服を約1ヶ月間常設展示・配布する実証実験を実施
- ・ リユース事業者等のマップ作成
- ・ 月1回の広報紙でリユースを含む 3Rの取組事例等を紹介している
- ・ 3 R 推進月間に環境イベントを開催
- ・ 連携協定に基づき情報提供と実績に応じて市に寄附
- ・ チラシの配布

## 2)「交換掲示板」について

交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)について市区町村の支援形態は、「貴市区町村にて交換掲示板を役所等に設置」が最も多く79件(36.1%)次いで「貴市区町村HPに交換掲示板を作成」67件(30.6%)であった。



図表 27 交換掲示板に関する支援形態

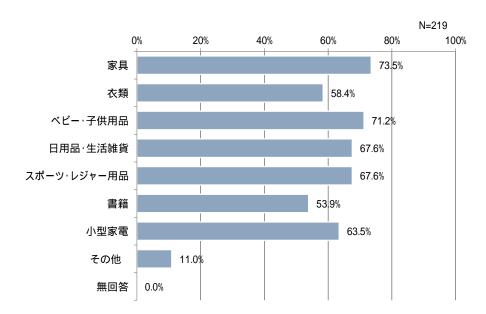
図表 28 交換掲示板に関する支援形態

		件数	割合
1.	貴市区町村にて交換掲示板を役所等に設置	79	36.1%
2.	貴市区町村 HP に交換掲示板を作成	67	30.6%
3.	貴市区町村 HP にて民間事業者の使用済製品交換プ	38	17.4%
	ラットフォームやフリマアプリ等を紹介		
4.	その他	58	26.5%
	無回答	0	0.0%
	合計	219	100.0%

### <支援形態のその他(一部抜粋)>

- ・市広報誌にて、交換情報を掲載。
- ・ 広報紙に「あげます・譲ってください」コーナーを作成。
- ・ 広報誌に不用品情報を掲載し、市が仲介を行っている。
- ・ 連携する特定非営利活動法人の展示フロアー内に、掲示板を設置し住民同士のマッチングを 行っている。
- 市のリサイクルプラザのHPにて不用品活用情報を掲載している。
- 不要品の届け出を受け、広報等で希望者を募集。
- 社会福祉協議会にて交換掲示板を設置。
- ・ 市が窓口となり、家庭で出た不用品の情報をホームページや広報に掲載し、希望者に無料でゆずる制度。利用方法は、基本的に電話。
- ・ 広報誌及び CATV で広報する。

交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)の主な取り扱い品目については、「家具」が最も多く 161 件(73.5%) 次いで「ベビー・子供用品」156 件(71.2%) 「日用品・生活雑貨」と「スポーツ・レジャー用品」いずれも 148 件(67.6%)であった。



図表 29 交換掲示板における主な取り扱い品目

図表 30 交換掲示板における主な取り扱い品目

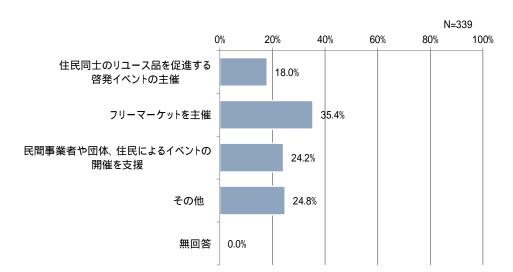
		件数	割合
1.	家具	161	73.5%
2.	衣類	128	58.4%
3.	ベビー・子供用品	156	71.2%
4.	日用品・生活雑貨	148	67.6%
5.	スポーツ・レジャー用品	148	67.6%
6.	書籍	118	53.9%
7.	小型家電	139	63.5%
8.	その他	24	11.0%
	無回答	0	0.0%
	合計	219	100.0%

### <取り扱い品目のその他(一部抜粋)>

- · 精密機器、楽器類、車輌
- ・ 自転車、事務用品など
- ・ 家庭における不用品で再利用できるもの
- ・ 修理を必要とせず、現状ですぐに再利用可能なもの(品目限定なし)
- ・ 車いす、電動ベッド
- · 幼児服・学生服
- ・ 取扱品目の限定無し

## 3)「イベント」について

イベント(展示会やフリーマーケット等)に関する市区町村の支援形態については、「フリーマーケットを主催」が最も多く120件(35.4%)次いで「民間事業者や団体、住民によるイベントの開催を支援」82件(24.2%)となっている。



図表 31 イベント(展示会やフリーマーケット等)に関する支援形態

図表 32 イベント(展示会やフリーマーケット等)に関する支援形態

		件数	割合
1.	住民同士のリユース品を促進する啓発イベントの主催	61	18.0%
2.	フリーマーケットを主催	120	35.4%
3.	民間事業者や団体、住民によるイベントの開催を支援	82	24.2%
4.	その他	84	24.8%
	無回答	0	0.0%
	合計	339	100.0%

イベント(展示会やフリーマーケット等)の主な取り扱い品目については、「衣類」が最も多く 207 件(61.1%) 次いで「日用品・生活雑貨」205 件(60.5%)「ベビー・子供用品」200 件(59.0%) となっている。

20% 40% 60% 80% 100% 43.1% 家具 衣類 61.1% ベビー・子供用品 59.0% 日用品·生活雑貨 60.5% スポーツ・レジャー用品 46.3% 書籍 43.7% 小型家電 27.1% その他 13.0% 無回答

図表 33 イベント (展示会やフリーマーケット等)における主な取り扱い品目

図表 34 イベント (展示会やフリーマーケット等)における主な取り扱い品目

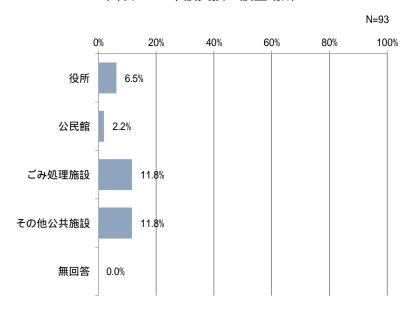
	件数	割合
1. 家具	146	43.1%
2. 衣類	207	61.1%
3. ベビー・子供用品	200	59.0%
4. 日用品・生活雑貨	205	60.5%
5. スポーツ・レジャー用品	157	46.3%
6. 書籍	148	43.7%
7. 小型家電	92	27.1%
8. その他	44	13.0%
無回答	0	0.0%
合計	219	100.0%

### <取り扱い品目のその他(一部抜粋)>

- ・ 手作り品(手芸等)
- ・食器、自転車
- · 骨董品
- ・ 家庭から出る不用品
- · 販売する物は、家庭内で不要となったものに限るものとし、取扱品目の限定はない。
- ・ 学生服や学用品

### 4)「常設交換」について

常設交換の設置場所については、「ごみ処理施設」と「その他公共施設」が最も多くいずれも 11件 (11.8%) 次いで「役所」6件(6.5%)となっている。



図表 35 常設交換の設置場所

図表 36 常設交換の設置場所

		件数	割合
1. 役	於所	6	6.5%
2. 公	民館	2	2.2%
3. ご	ぶみ処理施設	11	11.8%
4. そ	の他公共施設	11	11.8%
無	[回答	0	0.0%
	合計	339	100.0%

# <常設交換の設置場所 その他(一部抜粋)>

- · 子育て支援センター
- ・ ごみ減量普及啓発施設(リサイクルプラザ)
- · 町民総合会館
- · 資源回収拠点(委託先所有施設)内に併設
- · 図書館、収集事務所
- ・ リサイクルプラザ、エコライフプラザ内
- ・ 保育所、保健福祉センター
- ・ 道の駅施設

常設交換に関して、住民同士の交換を仲介する主体については、「市区町村」が最も多く 33 件 (35.5%) 次いで「民間事業者」15 件(16.1%)、「住民同士に一存」7 件(7.5%)となっている。

N=93 0% 20% 40% 60% 80% 100% 市区町村 35.5% 公社 1.1% 民間事業者 16.1% 住民同士に一存 7.5% 無回答 0.0%

図表 37 住民同士の交換を仲介する主体

図表 38 住民同士の交換を仲介する主体

		件数	割合
1.	市区町村	33	35.5%
2.	公社	1	1.1%
3.	民間事業者	15	16.1%
4.	住民同士に一存	7	7.5%
	無回答	0	0.0%
	合計	93	100.0%

常設交換の主な取り扱い品目については、「ベビー・子供用品」が最も多く 42 件(45.2%) 次いで「衣類」37 件(39.8%)「日用品・生活雑貨」36 件(38.7%)となっている。

N=93 0% 20% 40% 60% 80% 100% 家具 28.0% 衣類 39.8% ベビー・子供用品 45.2% 日用品·生活雑貨 38.7% スポーツ・レジャー用品 32.3% 書籍 30.1% 小型家電 21.5% その他 15.1% 無回答 0.0%

図表 39 常設交換における主な取り扱い品目

図表 40 常設交換における主な取り扱い品目

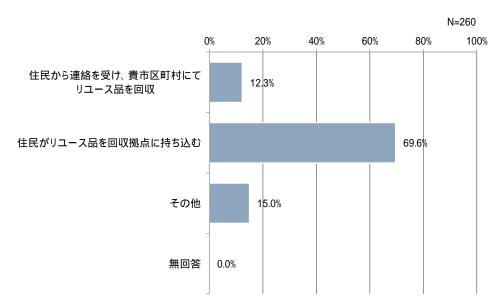
		件数	割合
1.	家具	26	28.0%
2.	衣類	37	39.8%
3.	ベビー・子供用品	42	45.2%
4.	日用品・生活雑貨	36	38.7%
5.	スポーツ・レジャー用品	30	32.3%
6.	書籍	28	30.1%
7.	小型家電	20	21.5%
8.	その他	14	15.1%
	無回答	0	0.0%
	合計	93	100.0%

## <取り扱い品目のその他(一部抜粋)>

- · C D
- ・児童書、絵本
- ・食器
- · 自転車
- · 小中学校制服

### 5)「リユース品回収」について

リユース品回収の際の回収方法については、「住民がリユース品を回収拠点に持ち込む」が最 も多く 181 件(69.6%)、「住民から連絡を受け、貴市区町村にてリユース品を回収」が32件(12.3%) となっている。



図表 41 リユース品の回収方法

図表 42 リユース品の回収方法

		件数	割合
1.	住民から連絡を受け、貴市区町村にてリ	32	12.3%
	ユース品を回収		
2.	住民がリユース品を回収拠点に持ち込む	181	69.6%
3.	その他	39	15.0%
	無回答	0	0.0%
	合計	260	100.0%

## <リユース品回収方法のその他(一部抜粋)>

- · ごみとして回収されたものから、リユースできるものを選別し、有価物として売却または、再商品化事業者へ引渡し。
- ・ 梱包した小型家電を訪問回収している。(令和2年から)
- ・ 民間事業者が住民の依頼を受け宅配便にて回収。
- · 役場庁舎、町内小中学校。
- ・ 資源ごみの集団回収の際に併せて回収。
- ・ 年に一度公民館等で引き取り実施。
- · イベント開催(臨時)時に区施設に設けた拠点で回収する。

リユース品回収の回収拠点・引渡し拠点の運営主体については、「市区町村」が最も多く 160 件 (61.5%)、「民間事業者」が 32 件 (12.3%) となっている。

図表 43 リユース品の回収拠点・引渡し拠点の運営主体

図表 44 リユース品の回収拠点・引渡し拠点の運営主体

		件数	割合
1.	市区町村	160	61.5%
2.	公社	3	1.2%
3.	民間事業者	32	12.3%
4.	その他	44	16.9%
	無回答	0	0.0%
	合計	260	100.0%

## <リユース品の回収拠点・引渡し拠点の運営主体のその他(一部抜粋)>

- · 自治会等
- ・市民団体
- · 指定管理者(NPO法人)
- ・・リサイクルプラザ
- · 市内児童館(管理は委託)
- ・ 区と民間業者の共同運営
- · シルバー人材センター
- · 一部事務組合
- 各自治会にて資源回収事業者と契約
- · 市内小中学校
- ・ボランティア団体

リユース品回収の主な取り扱い品目については、「衣類」が最も多く 133 件 (51.2%) 次いで「ベビー・子供用品」77 件 (29.6%)、「家具」74 件 (28.5%) となっている。

N=260 0% 20% 40% 60% 80% 100% 家具 28.5% 衣類 51.2% ベビー・子供用品 29.6% 日用品·生活雑貨 23.8% スポーツ・レジャー用品 20.0% 書籍 16.5% 小型家電 18.8% その他 19.2%

図表 45 リユース品の回収における主な取り扱い品目

図表 46 リユース品の回収における主な取り扱い品目

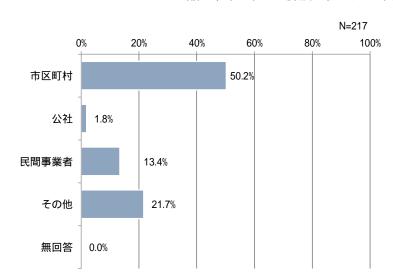
	件数	割合
1. 家具	74	28.5%
2. 衣類	133	51.2%
3. ベビー・子供用品	77	29.6%
4. 日用品・生活雑貨	62	23.8%
5. スポーツ・レジャー用品	52	20.0%
6. 書籍	43	16.5%
7. 小型家電	49	18.8%
8. その他	50	19.2%
無回答	0	0.0%
合計	260	100.0%

## <取り扱い品目のその他(一部抜粋)>

- ・ エレクトーン等の楽器
- ・食器
- · 自転車
- · PC
- ・制服
- ・ インクカートリッジ
- ・ 一辺の長さが50センチ以内のものに限る
- · CD, DVD

# 6)「市区町村回収後選別」について

市区町村回収後選別に関して、ピックアップしたリユース品の、住民への引渡し拠点の運営主体については、「市区町村」が最も多く 109 件 (50.2%) 「民間事業者」が 29 件 (13.4%) であった。

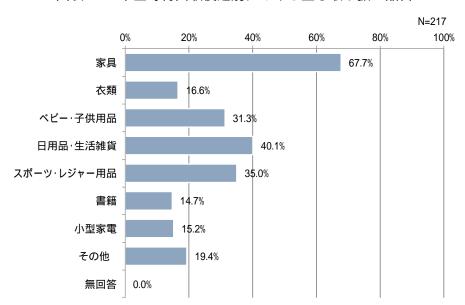


図表 47 ピックアップしたリユース品の、住民への引渡し拠点の運営主体

図表 48 ピックアップしたリユース品の、住民への引渡し拠点の運営主体

		件数	割合
1.	市区町村	109	50.2%
2.	公社	4	1.8%
3.	民間事業者	29	13.4%
4.	その他	47	21.7%
	無回答	0	0.0%
	合計	217	100.0%

市区町村回収後選別の主な取り扱い品目については、「家具」が最も多く 147 件(67.7%) 次いで「日用品・生活雑貨」87 件(40.1%)「スポーツ・レジャー用品」76 件(35.0%)となっている。



図表 49 市区町村回収後選別における主な取り扱い品目

図表 50 市区町村回収後選別における主な取り扱い品目

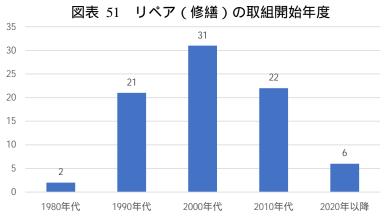
	件数	割合
1. 家具	147	67.7%
2. 衣類	36	16.6%
3. ベビー・子供用品	68	31.3%
4. 日用品・生活雑貨	87	40.1%
5. スポーツ・レジャー用品	76	35.0%
6. 書籍	32	14.7%
7. 小型家電	33	15.2%
8. その他	42	19.4%
無回答	0	0.0%
合計	217	100.0%

### <取り扱い品目のその他(一部抜粋)>

- · 自転車
- ・ 陶磁器、ガラス食器類
- ・ 食器
- ・ 粗大ごみで回収するもの全般
- ・楽器
- · 羽毛布団
- · CD, DVD

## 7)「リペア(修繕)」について

リペア(修繕)の取組開始年度について、確認できた取組の中で最も古くから実施されている ものは 1983 年度からとなっており、年代別に整理すると 2000 年代 (2000~2009 年度に開始)と の回答が最も多い。2020 年以降の取組も 6 件確認されている。



注)取組の開始年度が把握できた回答を集計した結果(不明等の回答は含まない)

具体的な取組内容としては、「おもちゃ」、「自転車」(放置自転車など)、「家具類」との回答が多く、その他、「衣類」(制服など)、「ベビー用品」、「傘」などの回答が得られた。

連携先としては、「シルバー人材センター」との回答が最も多く、おもちゃの病院を運営する NPO 団体・市民団体(ボランティア)といった回答も多い。また、個別の民間企業(自転車小売業、リユース事業者など)事業者団体(家具、自転車など)との連携事例も確認されている。

#### <具体的な取り組み(一部抜粋)>

#### (おもちゃに関する取組)

- · 市内児童センターにおいて、おもちゃの修理を行う「おもちゃ病院」を実施
- おもちゃドクターが持ち込まれたおもちゃを原則無料で修理
- ・ 「おもちゃ病院」にて、おもちゃを無料で修理してくれるおもちゃドクターがボランティア 活動。(毎月開催)
- ボランティアによるおもちゃ病院
- ・ ごみ減量・リユースの精神(特に子どもをターゲット)を育むことを目的に、壊れて動かなくなり、修理が必要なおもちゃを預かり、治療(修理)して返却する事業を、概ね、年3回 実施。

#### (自転車に関する取組)

- ・ 廃棄自転車を修理・再生し、イベント等にて無償提供
- ・ 放置自転車のうち、防犯登録の解除可能なものについては、事業者に委託し修繕を行ったう えで、市自身で市民向けに販売を行っている。
- ・・市民から回収した修繕した自転車
- ・ 放置自転車を補修・再生して展示・販売。

## (その他)

- ・・表具や網戸の張替や持ち込んだ家具の修理を行う「修理工房」を開催
- · 持ち込まれたベビー用品を修繕、清掃し、貸し出しを行う。
- 一部事務組合で実施
- ・・シルバー人材センターと連携し、洋服直し、包丁研ぎを実施。

#### (4) 民間事業者との連携事例について

各市区町村における民間事業者との具体的な連携事例として、市区町村と協定を締結しながら リユース促進の事業を促進する事例が複数確認されており、株式会社ジモティー、株式会社マー ケットエンタープライズ(サービス名:おいくら)などの取組が複数確認されている。それ以外 にも、地域に立地するリユース事業者と連携し、おもちゃの海外リユース、衣類リユースなどを 実施している事例も確認されている。

また、市区町村の役割として、広報周知や場所の提供を実施している事例も複数確認された。

#### < 具体的な取り組み内容(一部抜粋)>

#### 【民間事業者との連携事例(協定や委託等)】

- 株式会社ジモティーと協定を締結し、ジモティーを利用した再利用品の提供を実施。
- ・ 地域の情報サイト運営会社「ジモティー」とリユースに関する協定を締結し、譲渡する再生家 具の情報をジモティーに掲載し、より多くの市民から引取希望者を募集するとともにリユース 活動の啓発に努めている。
- ・ 町の情報交換サイトに出品する物で、なかなか取引されないものについて、ジモティーのサイトに代理投稿し、リユースを促進する。
- ・ 株式会社マーケットエンタープライズと「粗大ごみ等のリユース事業に関する協定」を締結予 定。ネット型リユース事業「おいくら」を活用した、粗大ごみ等の削減およびリユース促進事業を開始する。
- ・ 株式会社マーケットエンタープライズ。行政はウェブサイト、広報誌等にて事業 PR。事業者 は、買取可能な商品のリユースを実施する。
- ・ 不要品の一括査定サービス「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと業務連携協定を締結。「おいくら」では、オンライン査定フォームに入力すると、複数の買取店から見積もりを受けられるサービスで、ソファや冷蔵庫・洗濯機といった大型の家具・家電なども手軽にリユースすることができる。
- ・ 「4R推進普及啓発企画運営業務委託」として、公募型プロポーザルの実施により民間企業と年間契約を締結し、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)について、テレビやラジオ、SNS等の媒体の活用や、イベントブース出展による普及・啓発事業を実施している。
- ・ 株式会社エコランドと協働で使用済みおもちゃを回収し、海外へ送りリユースする「おもちゃ リユースプロジェクト」を開始。
- ・ 実証実験としてイベント開催日に合わせて、古着の拠点回収を実施。当日の回収業務を職員が 行い、回収した衣類は民間事業者(総合リユース事業者)が搬入し国内で販売する。
- ・ 日本リユース業協会加盟のリユースショップ(衣類・服飾品等を中心)と連携し、リユースショップ店頭での買取の流れや出張買取の利用方法、買取価格アップの方法を紹介する動画をホームページに掲載。
- ・ リユース促進の取組としては、2016年度から、特定非営利活動法人が行うリユース食器の貸し出しについて、市内団体等がイベントで使用する際の使用料を市が負担することで、市民のリユース意識の普及啓発を図っている。

#### 【広報周知・場所の提供等】

- ・・福祉団体実施の再生自転車の販売に係る作業場所及び販売場所の提供
- ・ 社会福祉協議会への支援・作業に必要な村施設または倉庫の一部使用
- ・ 福祉関連事業者によるリサイクルショップ(家具・家電・雑貨等)の開催情報を広報誌で周知
- ・ 事務組合におけるごみ処理施設内でリペア(廃棄物として収集した自転車等を修繕)して住民 へ引き渡しを行っている。広報に関しては各市町村が行う。

#### 【その他(リサイクルに関する民間事業者との連携)】

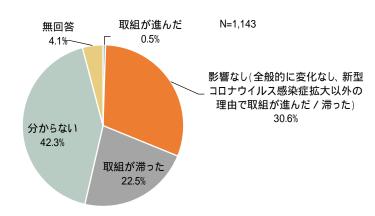
- · パソコンや小型家電の回収でリネットジャパン株式会社と連携。
- ・ リネットジャパンリサイクル株式会社と「使用済小型家電等の再資源化促進に係る連携と協力 に関する協定」を締結。主な内容として、 市が行う、住民に対し小型家電リサイクル法の制

度の定着と小型家電等の回収を促進するための広報。 リネットジャパンリサイクル株式会社が行う、住民から回収した小型家電等の回収状況の市への報告。 その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、双方が合意した事項。

・ 飲料メーカーと連携した「ボトル to ボトルリサイクル」の実施。クリーンセンターで回収されるペットボトル資源物を、飲料メーカー指定のリサイクラーで再生し、同社飲料製品に再生利用している。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取組の変化について

市区町村の使用済製品等のリユース促進に向けた取組における新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、「影響なし(全般的に変化なし、新型コロナウイルス感染症拡大以外の理由で取組が進んだ/滞った)」との回答が350件であり、全体の30.6%であった。「取組が滞った」と回答したのは257件(22.5%)、「分からない」が483件(42.3%)であった。



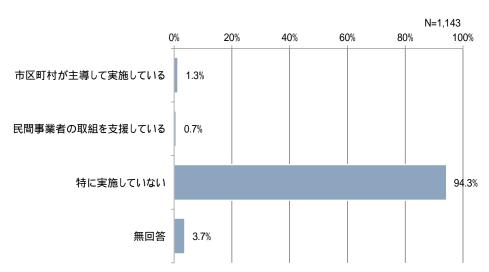
図表 52 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取組の変化

図表 53 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取組の変化

		件数	割合
1.	取組が進んだ	6	0.5%
2.	影響なし(全般的に変化なし、新型コロナウイルス	350	30.6%
	感染症拡大以外の理由で取組が進んだ / 滞った)		
3.	取組が滞った	257	22.5%
4.	分からない	483	42.3%
	無回答	47	4.1%
	合計	1,143	100.0%

### (6) リビルド、リファービッシュ、リマニュファクチュアリングの取組について

循環型社会の形成に向けた「リビルド」「リファービッシュ」「リマニュファクチュアリング」と呼ばれる、使用済製品を再整備し、新品と同じ水準の製品にするような取組の実施については、「特に実施していない」が 1,078 件と圧倒的に多く、全体の 94.3%であった。「市区町村が主導して実施している」と回答したのは 15 件 (1.3%)、「民間事業者の取組みを支援している」は 8 件 (0.7%) となっている。



図表 54 リビルド、リファービッシュ、リマニュファクチュアリングの取組

図表 55 リビルド、リファービッシュ、リマニュファクチュアリングの取組

		件数	割合
1.	市区町村が主導して実施している	15	1.3%
2.	民間事業者の取組を支援している	8	0.7%
3.	特に実施していない	1,078	94.3%
	無回答	42	3.7%
	合計	1,143	100.0%

#### <具体的な取り組み(一部抜粋)>

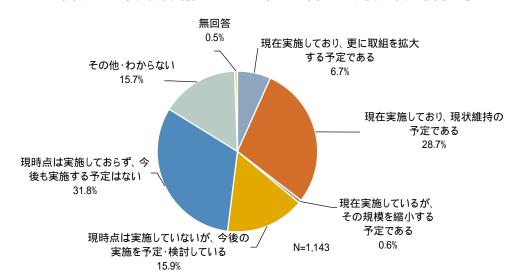
- ・ リサイクル自転車販売事業
- ・ 自転車の再生のみ
- ・・使用済みの自転車の再整備
- ・ 市民が出したごみの中からまだ使えそうな製品、修理可能な家具や自転車を市の環境啓発施設 で販売。
- 再生自転車の展示・抽選販売
- ・・中古の自転車・家具をリペア(有償)している事業者情報を市が広報。
- ・・・家庭等で不要となり廃棄された家具や自転車などを補修・整備し、有償にて提供。
- ・ 家具類・食器類の清掃
- · 中間処理する広域組合により、収集した良質の粗大ごみ等をリビルト等
- 粗大ごみとして出された家具の一部を修繕・販売。
- ・ 粗大ごみとして受け入れた自転車などの生活雑貨を修理し、年に1回開催される環境フェア等のイベントの際に、抽選会の景品として市民に提供している。
- ・ 再利用可能な木製品を小規模修理して展示し、有償で提供している。
- ・ 粗大ごみとしてクリーンセンターに搬入された家具等で、まだ使用できる物を補修し、展示・

- 入札により引き渡しを行っている。
- ・ 大きなごみ(粗大ごみ)の中から使用できる家具類や自転車を清掃・補修し、再生品としてイベント(年に3回程度開催)にて展示・販売
- ・ ベビー用品貸出事業
- ・ リサイクルプラザでシルバー人材センターに委託し修繕
- ・ インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加
- · 公共施設で利用している印刷機等のトナーのリサイクル品の活用
- ・ リサイクルトナーの調達
- ・ ユーズドリレー(不用品の無料引き取りの実施)チラシの各自治会世帯への配布

### 1.2.3 使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定

### (1) 使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定

今後の取組意向・予定については、「現時点は実施しておらず、今後も実施する予定はない」が 最も多く 364 件であり、全体の 31.8% であった。次いで「現在実施しており、現状維持の予定で ある」328 件(28.7%)「現時点は実施していないが、今後の実施を予定・検討している」182 件 (15.9%)となっている。



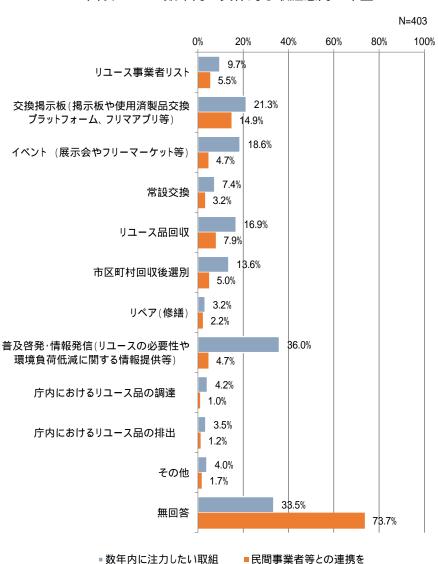
図表 56 使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定

図表 57 使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定

		件数	割合
1.	現在実施しており、更に取組を拡大する予定である	77	6.7%
2.	現在実施しており、現状維持の予定である	328	28.7%
3.	現在実施しているが、その規模を縮小する予定である	7	0.6%
4.	現時点は実施していないが、今後の実施を予定・検討し	182	15.9%
	ている		
5.	現時点は実施しておらず、今後も実施する予定はない	364	31.8%
6.	その他・わからない	179	15.7%
	無回答	6	0.5%
	合計	1,143	100.0%

#### (2) 数年内の具体的な取組意向・希望

現在実施しており、今後取組を拡大、また現状維持の予定の自治体に対して、数年内に注力・ 検討したいと考えるリユース促進の取組について伺った。「数年内に注力したい取組」として最 も多い回答は「普及啓発・情報発信(リユースの必要性や環境負荷低減に関する情報提供等)」で あり、145件(36.0%)であった。次いで「交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォー ム、フリマアプリ等)」86件(21.3%)「イベント (展示会やフリーマーケット等)」75件(18.6%) と続いている。「民間事業者等との連携を検討したい取組」としては、「交換掲示板(掲示板や使 用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)」が最も多く60件(14.9%)、次いで「リユー ス品回収」32件(7.9%)であった。



数年内の具体的な取組意向・希望 図表 58

検討したい取組

図表 59 数年内の具体的な取組意向・希望

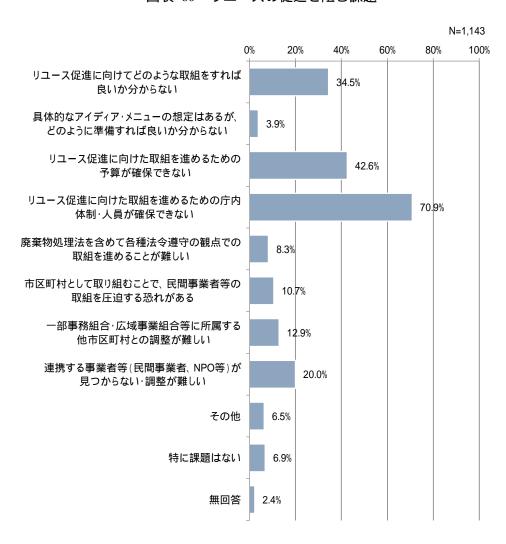
		数年内に 注力したい 取組	民間事業者等 との連携を検討 したい取組
1.	リユース事業者リスト	39	22
	) — ((F) (E) (F)	9.7%	5.5%
2.	交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラット	86	60
	フォーム、フリマアプリ等)	21.3%	14.9%
3.	イベント(展示会やフリーマーケット等)	75	19
٥.	11、21(成が云でクラー( フラー寺)	18.6%	4.7%
4	常設交換	30	13
4.	<b>市政义揆</b>	7.4%	3.2%
5.	リユース品回収	68	32
٥.	りユース 部画収	16.9%	7.9%
6.	市区町村回収後選別	55	20
0.	中区M111日状及医加	13.6%	5.0%
7.	リペア(修繕)	13	9
, ·		3.2%	2.2%
8.	普及啓発・情報発信(リユースの必要性や環境負荷	145	19
	低減に関する情報提供等)	36.0%	4.7%
9.		17	4
٦.	7) File Off Off Amonite	4.2%	1.0%
10.	庁内におけるリユース品の排出	14	5
10.	73131031737 7 7 1113711 11	3.5%	1.2%
11.	その他	16	7
		4.0%	1.7%
	無回答	135	297
		33.5%	73.7%
	合計	403	403
		100.0%	100.0%

### <数年内に注力したい取組>

- ・・環境啓発施設での、自転車・家具の再生、古着・おもちゃ・絵本の交換の実施
- ・・その他リユース可能なもので、産官学で取組ことが可能なもの
- ・ 衣類のリユース・リサイクルの推進
- ・ 民間事業者とのリユース活動促進に関する協定
- · 古着収集
- ・ リユース食器の貸出し
- ・ コロナ禍により中断していた 回収・展示の再開
- ・・ごみ処理施設に搬入された粗大ごみで、廃棄者の許可を得たものをリユース品として提供
- ・ リユースプラットフォームを運営する事業者との連携
- ・ 民間業者を通じたリユース品の海外輸出
- ・ 具体的には決まっていないが、民間のリユース市場を活用した取組の実施を検討中
- · 使用済小型家電の回収

#### (3) リユースの促進を阻む課題について

リユースの促進を阻む課題については、「リユース促進に向けた取組を進めるための庁内体制・人員が確保できない」の回答が最も多く810件で、全体の70.9%だった。次いで「リユース促進に向けた取組を進めるための予算が確保できない」487件(42.6%)「リユース促進に向けてどのような取組をすれば良いか分からない」394件(34.5%)となっている。



図表 60 リユースの促進を阻む課題

図表 61 リユースの促進を阻む課題

		件数	割合
1.	リユース促進に向けてどのような取組をすれば良いか分	394	34.5%
	からない		
2.	具体的なアイディア・メニューの想定はあるが、どのよ	45	3.9%
	うに準備すれば良いか分からない		
3.	リユース促進に向けた取組を進めるための予算が確保で	487	42.6%
	きない		
4.	リユース促進に向けた取組を進めるための庁内体制・人	810	70.9%
	員が確保できない		
5.	廃棄物処理法を含めて各種法令遵守の観点での取組を進	95	8.3%
	めることが難しい		
6.	市区町村として取り組むことで、民間事業者等の取組を	122	10.7%
	圧迫する恐れがある		
7.	一部事務組合・広域事業組合等に所属する他市区町村と	148	12.9%
	の調整が難しい		
8.	連携する事業者等(民間事業者、NPO 等)が見つから	229	20.0%
	ない・調整が難しい		
9.	その他	74	6.5%
10.	特に課題はない	79	6.9%
	無回答	27	2.4%
	合計	1,143	100.0%

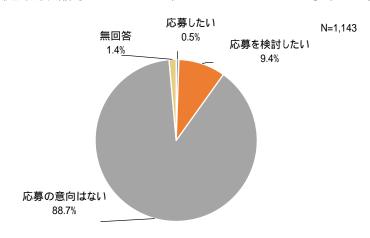
## <リユースの促進を阻む課題(一部抜粋)>

- ・ リユース品等を保管する人員、施設(ヤード)が不足している。
- ・ 品物の保管場所の確保・管理が難しい
- ・ ストックの置き場所、人員予算の確保が困難
- · 特定の事業者を選定することについて難しい
- ・ 市区町村と民間事業者との役割分担(公平性と営利関係の整理)について
- ・ フリーマーケットアプリなど民間で取引が活発に行われており需要が見込めない。
- · 民間事業者等のリユースショップで十分に対応できている。
- ・ 使用済製品の安全性や衛生面が課題
- · リユース品による事故等の責任の所在が不明で不安要素が大きいため
- ・市民向けの効果的な広報啓発
- · 人口が少なくリユースする物量が少ないことが懸念される。
- · 令和7年度から広域事務組合で処理するため組合及び他の地自体との調整が必要
- ・ コロナ禍での、リユース品の受入・提供数の減少
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大によりイベントが開催されにくい状況など
- ・ 車を持っていない方など、リユース品を持ち込みたくても持ち込めない方々の対応
- ・ ごみ(特に紙ごみ)を減らすことがまず優先される。

## (4) 使用済製品等のリユースを促進するためのモデル事業への参加意向

モデル事業への参加意向については、「応募をしたい」が 6 件 (0.5%)、「応募を検討したい」が 107 件 (9.4%) であった。

図表 62 使用済製品等のリユースを促進するためのモデル事業への参加意向



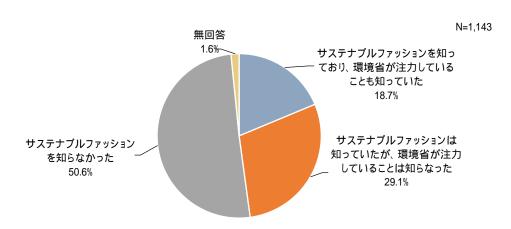
図表 63 使用済製品等のリユースを促進するためのモデル事業への参加意向

	件数	割合
1. 応募したい	6	0.5%
2. 応募を検討したい	107	9.4%
3. 応募の意向はない	1,014	88.7%
無回答	16	1.4%
合計	1,143	100.0%

### 1.2.4 サステナブルファッションの進展に向けた取組

#### (1) サステナブルファッションの概念について

サステナブルファッションの認知については、「サステナブルファッションを知らなかった」が最も多く 578 件(50.6%)、「サステナブルファッションは知っていたが、環境省が注力していることは知らなった」が 333 件(29.1%)、「サステナブルファッションを知っており、環境省が注力していることも知っていた」が 214 件(18.7%) であった。



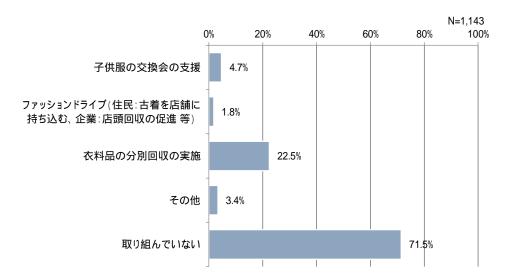
図表 64 サステナブルファッションの概念について

図表 65 サステナブルファッションの概念について

		件数	割合
1.	サステナブルファッションを知っており、環境省が	214	18.7%
	注力していることも知っていた		
2.	サステナブルファッションは知っていたが、環境省	333	29.1%
	が注力していることは知らなった		
3.	サステナブルファッションを知らなかった	578	50.6%
	無回答	18	1.6%
	合計	1,143	100.0%

#### (2) サステナブルファッションの進展に向けた取組について

サステナブルファッションに関して実施している取組については、「取り組んでいない」が最 も多く817件(71.5%)、次いで「衣料品の分別回収の実施」257件(22.5%)であった。



図表 66 サステナブルファッションの進展に向けた取組

図表 67 サステナブルファッションの進展に向けた取組

		件数	割合
1.	子供服の交換会の支援	54	4.7%
2.	ファッションドライブ(住民:古着を店舗に持ち込	21	1.8%
	む、企業:店頭回収の促進 等)		
3.	衣料品の分別回収の実施	257	22.5%
4.	その他	39	3.4%
	取り組んでいない	817	71.5%
	合計	1,143	100.0%

## <子供服の交換会の支援 具体的な取組(一部抜粋)>

- ・ 実施時期:不定期、実施頻度:年2回程度、参加者数:(直近の開催における人数)180名、支援内容:市内保育所・幼稚園・小学校などで不要となった子ども服の回収ボックスを設置し、寄付頂いた子ども服を必要とする方を、市ウェブサイトを通じて募集、市内施設で展示スペースを設けて、譲渡会の運営・進行を行う。
- ・ 毎年9・2月、年2回実施。参加者数は年間約500人。子供服だけではなく他の子ども用品の 交換とあわせて、市内ボランティア団体とともにイベントとして実施している。
- ・ 民間事業者と連携し、洋服を中心に、日用品、子ども用品等のお金を使わない物々交換会を令和4年3月、7月、9月、10月、11月に実施。市内で継続的に実施予定。
- ・ 児童施設に「おさがりボックス」を配置し、不要になった子供服を入れてもらい、必要な方は 自由に持ち帰っていただく。
- ・ 生活用品交換銀行という名称で、通年、提供と必要の希望者が出るごとに、市のリストに登録 し、希望が一致するものがあれば都度仲立ちして紹介している。令和3年度提供希望者84件登録中46件,必要希望者43件登録中13件が紹介して成立している。
- ・ 市内 2 ヶ所の子育て支援センターにおいて、子ども服や子ども用品のリユースコーナーを設けている。随時、利用者が持ち込んだものを職員がチェックの上、コーナーに置いて利用者が必要に応じて自由に入手できるようにしている。

#### <ファッションドライブ 具体的な取組(一部抜粋)>

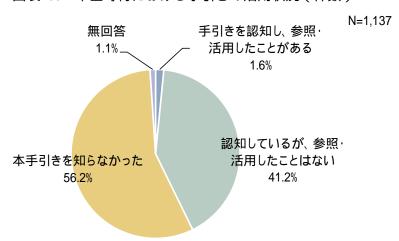
- ・ 学生服のリユース事業。学生服リユースショップと連携し、役目を終えた学生服をひとり親家庭にバトンタッチする取組を令和4年5月から実施。学生服の寄付回収ボックスを設置し、集まった学生服をリユースショップが洗濯・補修し、堺市内のひとり親家庭へ通常リユース価格の半額で提供する。
- ・・リサイクルプラザにて常時、家庭で不要になった衣類を展示・提供している。
- ・ 平成 12 年から、区内数か所に古布回収ボックスを設置し、回収した古布(古着)をリサイクル 拠点施設に運搬し、施設内で安価で販売している。当事業については、指定管理者が実施して いる。(東京都北区)
- · 「 市リユースマップ」において、古着の買取を行っている店舗の紹介。

### <衣料品の分別回収の実施 具体的な取組(一部抜粋)>

- ・ 月1回、衣類・布類として市の集積所で分別 回収を行っている。
- ・ 年 3 回~年 12 回、自治会が古紙や古布などを集団回収していて、民間事業者に売却しており、 回収量に応じて、町より 1kg あたり 5 円の補助を行っている。
- ・ 再生資源として、集団回収を行い、リサイクル業者に引き取られる取組を行っている自治会等 に対し、回収量に応じた補助金交付制度。
- ・ 毎月1回、資源ごみ(布類)として衣服を分別回収し、ウエスや衣料品として再利用。
- ・ 市営資源ごみ回収施設にて、衣料品を回収。施設開館日常時受け取り。衣料品は民間事業者を 通じて海外へ輸出。
- 令和4年度から衣類の行政回収を2週に1回の頻度で実施。収集物を民間事業者へ売却。
- ・ 衣類や布製品などを「布類」として月1回分別収集している。布類として排出されたものは再 生事業者に売却し、リサイクルしている。
- ・ 小学校など31か所で、月に2回、古着・古布を含む4種類の品目を資源として回収している。
- ・ 役場本庁舎等に回収 BOX を常設、提携している民間事業者が定期的に回収している。

# 1.2.5 「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成 27 年 7 月)の 活用状況について

「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成 27 年 7 月) の活用状況について公開 URL と併せて伺ったところ、「1. 手引きを認知し、参照・活用したことがある」は 18 件(1.6%)、「2. 認知しているが、参照・活用したことはない」は 468 件(41.2%)であり、手引きの認知度としては、約 4 割であった。



図表 68 市区町村における手引きの活用状況(件数)

図表 69 市区町村における手引きの活用状況(件数)

	件数	割合
1. 手引きを認知し、参照・活用したことがある	18	1.6%
2. 認知しているが、参照・活用したことはない	468	41.2%
3. 本手引きを知らなかった	639	56.2%
無回答	12	1.1%
合計	1,137	100.0%

#### (1) 具体的な参照・活用事例

## <具体的な参照・活用事例> ( 15 自治体より回答)

#### (計画策定時について)

- · 廃棄物処理に係る計画の見直しなど、新たな取り組みの検討等に活用しています。
- ・ 計画作成の際参照しながら作成した

#### (施策展開時について)

- ・ リユース事業の展開方法を検討するための参考資料として
- ・ ごみ減量に向けた事業検討の際に参照した。
- ・ リユース関連事業の実施検討時に活用した
- ・ リユース事業の実施に当たって、参考としている。
- · 新たなリユース推進施策の参考とした。
- ・ 認定制度における事業者選定において参考とした。
- ・ リユース事業者のリスト作成等
- ・・リユースショップ認定制度の実施及びホームページ等による周知の際に参照した。
- 取組手順の確認、他市事例の把握。
- 広報・啓発素材作成時に活用。

- · 啓発の仕方等の参考にしている。
- ・ 使用済み小型家電の回収にかかる業務

#### (課題解決に向けた参考)

・ 受付の際の本人同意を取り入れた

#### (2) 改訂に向けた意見・要望

### <改訂に向けたご意見やご要望>(30 自治体より回答)

#### (市町村がリユースに取り組むかを検討する際の検討材料の提示)

- ・ リユースの取組事例だけでなく、<u>具体的な効果、ニーズ、費用など、市町村が直接リユース事業</u> に取り組む意義なども掲載して欲しい。
- ・ リユースを進めるとこれだけの<u>減量効果</u>があるといった具体的な数字を出していただきたい。
- ・ リユーススポットの効果
- ・ フリマアプリやリサイクルショップの普及により、<u>市町村が関与しないリユースが進んでいる現</u> 状を考慮した上で、市町村として望ましい関与を提案してほしい。

#### (取組開始に資する情報)

- ・ リユース促進に向けた取組の始め方~取組開始までの流れを教えていただきたいです。
- ・ <u>民間企業と協力する際の民間企業側のニーズ</u>(事前にこういった準備が必要など)のようなものがあるとありがたい。

#### (具体的な取組事例をより掲載してほしい:人口規模別、具体的な民間企業との連携)

- ・ 市町村と連携可能なリユース事業者リスト
- ・ 同規模市町村における具体的な取組事例を知りたい。
- ・ 他市事例の紹介(予算措置、効果測定の方法など)
- ・ 他都市の事例を盛り込んでほしい。大きい都市や進んでいる都市以外の情報も必要としている。
- ・ 小規模自治体における取り組み例等の情報提供をお願いしたい。
- ・ 小規模自治体における取組み事例をより充実してほしい。
- ・ リユース事業を実施している自治体や民間企業の最新の事例。
- ・本市で今年度、環境省のリユースモデル事業に応募して採択された取組や、現在進行中の新たな 取組を是非、先進事例として掲載してほしい。(現在進行中の新たな取組は、本市で調べた限り、 まだ全国的にも例がないかなり先進的で、民間事業者、自治体の双方にとって非常に有効なもの です。年明けには内容を発表できる予定です。)
- ・ 他自治体の先進的な事例を掲載していただけると大変参考になります。併せまして、<u>手続きや取</u> 組み自体をDXした事例についても掲載していただけると参考になります。
- ・ <u>人口規模別に、各リユース事業実施市町村の概算事業費</u>がわかると、具体的な新規の取り組みを 検討できる。
- ・ 自治体における先行事例の紹介。
- ・ リユース促進イベントを実施するにあたって、<u>人員や準備費用等を抑制する方法(デジタル機器</u>を用いた工夫など)又は事例集
- ・ <u>全国のリユース事業者リスト</u>を作成していただければ、市の方からリンクして掲示するなどして、 市民への情報提供が充実できるかと思います。
- ・ 民間事業者サイト・アプリを活用したリユースの取組についての具体的な事例を知りたいです。
- ・ 民間事業者が実施しているリユースの取り組みで、<u>連携可能な事業や地域がわかるリスト</u>等があれば取り組みやすいかと思います。
- ・ 交換掲示板を運営する事業者等との普及啓発の連携事案
- ・ 最近ではフリマアプリ等を活用した取り組みが増えており、取り組み事例を多数掲載願いたい
- ・ 市町村回収後のリユース業者との連携内容や選定プロセスの事例紹介

#### (課題解決に資する具体的な情報・事例)

・ "リユース活動を実施する際に、<u>個人情報を扱う</u>場合は保護審にかける必要がある"など、具体的な課題解決方法等がわかればありがたい。

- ・ リユースと言っても、本調査にもあるように、<u>小型・大型・衣服など様々なリユース形態</u>が考えられるので、それ<u>に応じたカテゴリーわけの QA のようなもの</u>があるとありがたい。
- ・ リユース後の不正利用について懸念があるが、その点についての言及もあるとありがたい。
- ・ リユース・リサイクルにおける自治体の法的な考え方の整理(廃掃法、古物商等)
- ・ リユース事業者を活用する場合の注意点、トラブル発生の際の自治体の対応
- ・ リユース品回収、提供の瑕疵担保責任
- ・ <u>リユース品の製品安全性に対する責任の考え方、リユースの同意の取り方、廃棄物関連法令にお</u> ける留意点、古物商許可の要否について解説があると理解が深まります。

#### (国へのお願い、提言)

- ・ 市町村回収後選別方式の部分で、<u>住民に対してのリユース意向の確認の要否についての解釈</u>を掲載していただいていますが、今現在自治体によって認識の違いがあり、判断が難しくなっている ため、環境省で明確に定めていただけるとありがたいです。
- ・ リユースに関する国として今後の方針が示されている記載があるとありがたい。
- ・ 家電リサイクル法もそうですが、処分に経済的な負担がかかる場合、不法投棄されるケースが非常に多いです。<a href="mailto:ma

#### (その他)

・ こども用の衣類に関して、食べこぼしですぐに汚れてしまうため、簡単なシミの落とし方について市民に啓発できるものを検討していただきたいです。これによって、再使用できる衣類が増えるのではないかと考えています。

#### 1.2.6 自由回答

#### (今後のリユース促進に向けた意見・コメント)

- ・ 当町においては衣類の回収については実施しているが、回収した衣類を業者に引き渡しているだけである。また、通常のごみの回収は業者委託となっているが、職員が直接ごみを回収する場合においては、社会福祉協議会に連絡して再利用してもらう場合も僅かながらにある。リユース促進は、ごみではなく資源として扱うということでごみの削減、資源の有効利用が出来て非常に有意義であると思われるが、人員不足等、様々の問題があるが、今後進めて行きたい。
- · 将来、リユース促進に係る事業を展開する予定。
- ・ リサイクルやリデュースは、ごみの分別を正確に行うことやごみを出さないようにするなど、普段の生活で意識するだけで取り組めることが多いですが、リユースはリユースショップや掲示板の利用など自らがリユースのために行動しなければ、取組むことが出来ないことが多いです。リユースの意識を持っている方に、機会を提供することも大切ですが、リユースの意識がない方にリユースに興味をもっていただくことやそういった方を無意識に巻きこんでリユースの意識付けをしていくような取り組みを並行して拡充できればと考えます。
- ・ 本市は 2023 年 4 月、組織改編を行いますが、その際、「リユース推進課」という部署を新設します。「リユース推進課」という名称の部署を日本の自治体で現在、設置しているところはないため、これも本市が全国初となります。
- ・ もったいない抽選会を担当し7年目になりますが、リユースショップやフリマサイトの普及により、もったいない抽選会に出品する品物が年々ボロくなっています。これは、市民が使うだけ使い、最後の処分品として環境センターへ持ち込むからだと思われます。つまり、本市のリユース促進は上手く行われていると思います。
- ・ 行政がリユース事業を直営により実施する場合、ストックヤードの不足、事務タスクの増加等の 課題が多くあります。そのため、民間事業者等の支援及び連携によるリユースの促進が現実的だ と考えます。また、住民とリユース事業者のマッチングも重要ですが、行政と事業者のマッチン グも進めていく必要があると考えます。
- ・ 本アンケートへの回答を通じて、本市では、ごみの減量化や再資源化は進んでいるものの、再使用の分野ではまだまだできていない事が多くあり、今後力を入れていかなくてはならないという事を認識しました。リユース促進に向けて課題もありますが、工夫しながら実行していこうと思います。ありがとうございました。

#### (国や県に対する要望)

- ・ リユース促進は民間事業者との連携協力が必要不可欠であると考えておりますが、我々小規模自治体にとっては時間や人員といったリソースが少な優先順位が低くなってしまします。業者側から積極的に提案をいただければこちらも動きやすく、現にジモティーとも連携協定を締結いたしました。国や県である程度の調整や枠組みを作っていただけるとより取組みやすくなるかと思います。
- ・ 自治体にてリユースを促進するには,時間・場所・金・人・ノウハウと様々な要素を組み合わせて,事業展開を検討するものであるが,それに対して国や県などからの手厚いフォローをお願いしたい。

#### (先行事例等の情報提供)

- ・ 他市においては、ジモティーやメルカリなどの事業者と連携するなど、リユース促進に向けた新たな取り組みが行われている。他市の優良事例について情報提供いただき、今後の検討材料とさせていただきたい。
- ・ 先進事例等には関心があり、優良事例等があれば参考にさせていただきたく、今後も情報提供等 お願いします。

## (リユース促進時の課題)

- ・ 行政主導でマンパワーやコストを掛け、費用対効果が見込めない取り組みを直接行うよりも、ビジネスとして継続可能な民間の取り組み(ジモティーやメルカリなど)を後押しし、取引を促進すべきである。
- · 予算も人も足りないので現状では取り組むのは困難。
- ・ 使用済み製品のリユース活用により製品の長期使用等の活用が図られ、廃棄物の排出が抑制されるものの、需要と供給のバランス(住民のニーズ)が不明のため、維持・保管場所等の確保につ

- いて不安もある。
- ・ リユースの取組実施にあたっては、リユース可能品を選別・保管するスペースやその人工、引き取りに係る事務などが必要であり、費用・事務量の面から実施が難しい。
- ・ 本事業をはじめ非常に前衛的なビジョン設定であり、事業展開も素晴らしいものであるが、本町の場合、狭小かつ小規模自治体であり、生活ごみの分別にすらついていけない高齢・過疎化した地域であります。まずはごみの排出をしないとごみに埋まらない生活を守ることはできない環境であり、本件調査の意図する事業は現実的になじまない、ついていけない施策と感じます。

#### (その他)

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、イベント等人の集まる機会が減少し、リユース容器の利用促進が難しい状況にある中、感染症予防を徹底し、リユース促進については様々な啓発方法を検討していきます。
- 特定家電のリユースを促進するのであれば、リサイクル料金の前払いが必要。
- ・ 広域連合の施設において、衣類、本類、自転車などの無料引き取りを実施しています。
- リユースとリサイクルの違いがよく分からない。
- ・ 海外において販売を目的として古着を輸入し、質の悪い物や売れ残った物がごみの山となり問題となっているというニュースを見たことがある。日本からも海外への支援ということで古着を集めて輸送している事業者もいるが、輸送先での同様の問題が起こっていないか国として調査をされているか、また問題が起きないように事前のチェック体制等あるのか確認したい。
- ・ ひと昔前から比べればリユースやリサイクルの情報が増え、取り組みやすくなったと思われます。今後更に推進していくためには、幼少期での環境関連の教育によるところが大きいのではないかと思います。今でも取り組まれていると思いますが、更に義務教育において拡充して頂ければと思います。

1.2.7 調査票「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」

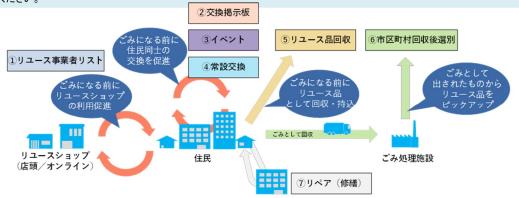
1ページ

									1~-
[会	和4年度	市区	[町村等に	:おけるリユー	-スに関	する	る取組状況	况調査」調査	票
貴市	区町村の基	本情	報						
貴市	市区町村の基	本情幸	⊌をお答え⟨だ	さい。					
都道府	県名		市区町村名				区町村コード 5桁の数字		
担当	当部署名				担当者名	3			
担当部	3署電話番号		-	-	メールアド	レス			
								【回答	後、問1-1へ】
1. ごみ	処理基本計	·画等l	における「リュ	ユース促進」の証	己載				
	問1-1. ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無について 貴市区町村の関係計画の中で、「リユース促進」を位置付けているものを全て選択してください。(複数選択可)  1. 一般廃棄物処理基本計画  2. 環境基本計画  3. 循環型社会推進基本計画								
			(計画名:						]/
								【5.を選択した場	合、問2-1へ】
問1-			を特筆した計 ス促進」を特質	<b> 画</b> 筆した計画があれ	ば、ご記載	くださ	در ۱۵		
	1. 特筆	した計	·画がある						
ī		画名							
	l	JRL							
	2. 特筆	した計	·画はない						

#### 2. 使用済製品等のリユース促進に向けた取組

環境省では平成27年7月に「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(以下、手引き)を発出し、市区町村におけるリユース促進に向けた取組を「もの」の流れに沿って整理しました。

下図は、手引きでの整理を基に、一部加筆したものです。以下の設問では、下図を参照し、貴市区町村の取組についてご回答ください。



- 自治体
  ① 住民にリュース事業者の情報を提供し、リュースショップの利用(リュース事業者への排出)を促す取り組み。
  具体例: リュース事業者を紹介するちらしの作成や、リュース事業者の斡旋、リュース事業者の認証。
- ② 掲示板や使用済製品交換ブラットフォーム、フリマアブリ等を通じて、住民同士の不要品交換、売買を促す取り組み。 具体例: 市にてリアルの掲示板を作成、民間事業者が運営する不要品交換サイトやアブリを斡旋。
- ③ 不定期で、住民同士の不要品交換を実施できるイベントを開催する、開催を支援する。 具体例:展示会・フリーマーケットなどの開催。
- ④ 市区町村にて、住民同士が不要品交換を実施できるスペースを常設する。
- ⑤ リュース品として回収・持ち込まれた物品を、住民等に販売する取り組み。 (市区町村が住民から連絡を受けて家具等の大型のリュース可能なものを回収、あるいは市区町村の回収拠点へ住民がリュース品を持ち込む。その後、リュース品はリュース業者に販売、または市町村自身や公社、民間事業者等に委託して住民に販売。)
- ⑥ こみとして回収したものからリユース出来るものを選別してリユースする。 (市区町村自身やリユース業者が市区町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを回収し、リュース業者が買い取り。市区町村自身や公社等に委託し、住民向けに販売するケースもある。)
- ⑦ 本アンケートでは、「住民が所有権を有した状態で、自治体にて修繕の対応する取り組み」とする。 例:自治体が住民のおもちゃの修理を担う。

# 問2-1. 使用済製品等のリユース促進に関する取組(概況)について

貴市区町村での使用済製品等のリュース促進に向けた取組について、該当する選択肢に○を付けてください。 (項目毎に回答)

	現在実施中	過去に実施 (現在は実施して いない)	民間事業者等と の連携 有り (実証事業段階の 取組を含む)
1. リユース事業者リスト			
2. 交換掲示板 (掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)			
3. イベント (展示会やフリーマーケット等)			
4. 常設交換			
5. リユース品回収			
6. 市区町村回収後選別			
7. リペア(修繕)			
8. 普及啓発・情報発信 (リユースの必要性や環境負 荷低減に関する情報提供等)			
9. 庁内におけるリユース品の調達 ※			
10. 庁内におけるリユース品の排出 ※			
11. その他 (具体的に:			
※ 市区町村自身が、中古オフィス家具類(机、椅子、棚など)とし	ハった中古・リュー	ス品(公田車を除く	′)を調達 あるいけ由さ

※ 市区町村自身が、中古オフィス家具類(机、椅子、棚など)といった中古・リュース品(公用車を除く)を調達、あるいは中古・リュース品として排出する取組。市区町村は住民のリユースを促進する役割を担う一方、リユースを率先して実施する主体としても期待されます。

【いずれの取組も実施していない場合、問2-4へ】

#### 問2-2. 具体的な取り組み事例について

【問2-1.において、「現在実施中」または「過去に実施」を回答した取組について】

貴市区町村にて実施された経験のある取組について、ご回答〈ださい。 なお、各取組において、複数の取組事例がある場合は、貴市区町村にて特徴的な事例又は代表的な事例1つを ご回答いただき、その他の事例は自由記述欄に記載〈ださい。

# 1.リユース事業者リストについて

取組の開始年度		年度(西曆)					
取組の継続状況		1.継続中、2.終了済み (終了年度: 年度(西暦))					
		1. リユース事業者リストの作成・広報					
		2. リユースショップの認定制度の実施					
<b>貴市区町村の支援形態</b> (複数選択可)		3. 住民とリユース事業者の個別マッチング支援					
(1222-37)		4. 特定のリユース事業者または事業者紹介サイト等の紹介					
		5. その他					
		(具体的に:					
連携している事業者等の名称 リストへの掲載店ではなく、リストの作成において連携している事業者・団体等がいればご記 入ください							
関連URL							
自由記述 貴市区町村による取組にて特徴的 ございましたら、可能な範囲でご教示 後述の手引書改訂に向けて、追加とア お願いさせていただくことがございます	(ださい。 7リングを						

# 2.交換掲示板について(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)

取組の開始年度		年度(西曆)	
取組の継続状況		1.継続中、2.終了済み (終了年度:	年度(西暦))
		1. 貴市区町村にて交換掲示板を役所等に設置	
貴市区町村の支援形態		2. 貴市区町村HPに交換掲示板を作成	
(複数選択可)		貴市区町村HPにて民間事業者の使用済製品交 ・やフリマアプリ等を紹介	:換プラットフォーム
		4 . その他	
		(具体的に:	)
連携している事業者等の名	<b>呂称</b>		
		1. 家具	
		2. 衣類	
		3. ベビー・子供用品	
主な取り扱い品目		4. 日用品·生活雑貨	
(交換・譲渡・売買など)		5 . スポーツ・レジャー用品	
(複数選択可)		6. 書籍	
		7. 小型家電	
		8. その他	
		(具体的に:	)
関連URL			
自由記述 貴市区町村による取組にて特徴的だざいましたら、可能な範囲でご教示く 後述の手引書改訂に向けて、追加とび お願いさせていただくことがございます	(ださい。 7リングを		

# 3.イベントについて(展示会やフリーマーケット等)

取組の開始年度		年度(西曆)						
取組の継続状況		1.継続中、2.終了済み (終了年度:	年度(西曆))					
		1. 住民同士のリユース品を促進する啓発イベン	ントの主催					
貴市区町村の支援形態		2. フリーマーケットを主催						
(複数選択可)		3. 民間事業者や団体、住民によるイベントの関	催を支援					
		4. その他 (具体的に:	)					
連携している事業者等の名	3称							
		1. 家具						
		2. 衣類						
		3.ベビー・子供用品						
主な取り扱い品目		4. 日用品·生活雑貨 5. スポーツ·レジャー用品						
(交換・譲渡・売買など)								
(複数選択可)		6. 書籍						
		7. 小型家電						
		8. その他						
		(具体的に:	)					
関連URL								
自由記述 貴市区町村による取組にて特徴的が ございましたら、可能な範囲でご教示く 後述の手引書改訂に向けて、追加ヒア お願いさせていただくことがございます	ださい。 フリングを							

# 4. 常設交換について

取組の開始年度		年度(西暦)							
取組の継続状況		1.継続	中、2.終了済み	(終了年度:	年度(西曆))				
		1. 役所	i						
		2. 公民	. 公民館						
<b>常設交換の設置場所</b> (複数選択可)		3. ごみ	処理施設						
(1222-27, 3)		4. その	他公共施設						
		(具	体的に:		)				
		1. 市区	町村						
住民同士の交換を 仲介する主体		2. 公社	<u> </u>						
(複数選択可)		3. 民間							
		4. 住民	同士に一存						
連携している事業者等の名	3称								
		1. 家具	ļ						
		2. 衣類	<b>I</b>						
		3. ベビ	一·子供用品						
主な取り扱い品目		4. 日用	品·生活雑貨						
(交換・譲渡・売買など) (複数選択可)			ーツ・レジャー用品	<b>a</b>					
(   及及及3/(-) )		6. 書籍							
		7. 小型							
		8. その			,				
		(具	体的に		)				
関連URL									
自由記述 青市区町村による取組にて特徴的 ざいましたら、可能な範囲でご教示く 後述の手引書改訂に向けて、追加とア お願いさせていただくことがございます									

# 5.リユース品回収について

取組の開始年度			年度(西)	曆)					
取組の継続状況		1.継続「	中、2.終	了済み	(終了年	度:		年度(西曆))	
		1. 住民	から連絡	各を受け、	貴市区町村に	こてリユ	ース品を	5回収	
リユース品の回収方法		2. 住民	. 住民がリユース品を回収拠点に持ち込む						
(複数選択可)		3. その	他						
		(具	体的に:					)	
		1. 市区	町村						
リユース品の回収拠点・		2. 公社							
引渡し拠点の運営主体		3. 民間	事業者						
(複数選択可)		4. その	他						
		(具	体的に:					)	
連携している事業者等の名	3称								
		1. 家具	•						
		2. 衣類							
		3. ベビ	-·子供	用品					
主な取り扱い品目		4. 日用	品·生活	雑貨					
(交換・譲渡・売買など) (複数選択可)		5 . スポ	ーツ・レ	ジャー用	晶				
(慢奴迭抓り)		6. 書籍							
		7. 小型							
		8. その							
		(具	体的に:					)	
関連URL									
自由記述 青市区町村による取組にて特徴的な事項が ございましたら、可能な範囲でご教示ください。 後述の手引書改訂に向けて、追加とアリングを お願いさせていただくことがございます									

# 6.市区町村回収後選別について

取組の開始年度		年度(西曆)
取組の継続状況		1.継続中、2.終了済み (終了年度: 年度(西層))
		1. 市区町村
ピックアップしたリユース		2. 公社
品の、住民への引渡し拠 点の運営主体		3. 民間事業者
(複数選択可)		4. その他
		(具体的に:
連携している事業者等の名	3称	
		1. 家具
		2. 衣類
		3. ベビー・子供用品
主な取り扱い品目		4. 日用品·生活雑貨
(交換・譲渡・売買など)		5. スポーツ・レジャー用品
(複数選択可)		6. 書籍
		7. 小型家電
		8. その他
		(具体的に:
関連URL		
自由記述 貴市区町村による取組にて特徴的ださいましたら、可能な範囲でご教示く 後述の手引書改訂に向けて、追加とア お願いさせていただくことがございます	ださい。 リングを	

# 7.リペア(修繕)について

取組の開始年度			年度(西暦)		_
取組の継続状況			1.継続中、2.終了済み	(終了年度:	年度(西曆))
連携している事業者等の名称					
関連URL					
自由記述 貴市区町村による取組にて特徴的だざいましたら、可能な範囲でご教示く後述の手引書改訂に向けて、追加とお願いさせていただくことがございます	ださい リング	0			

#### 8. その他について

		_			
取組の開始年度			年度(西曆)		_
取組の継続状況			1.継続中、2.終了済み	(終了年度:	年度(西暦))
貴市区町村の支援形態					
連携している事業者等の名称					
関連URL					
自由記述 貴市区町村による取組にて特徴的な ございましたら、可能な範囲でご教示く 後述の手引書改訂に向けて、追加ヒア お願いさせていただくことがございます	ださい。				

【回答後、問23へ】

#### 問2-3. その他、民間事業者との連携事例について

問2-2への回答の他、貴市区町村による取組において、民間事業者との特徴的な連携事例がございましたら、可能な範囲でご教示〈ださい(実施時期、事業者等の名称、連携先との役割分担、対象とする品目、参考URLなど)。

【回答後、問2 4へ】

# 問2-4. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取組の変化について

貴市区町村の使用済製品等のリユース促進に向けた取組において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がございましたでしょうか。 該当する選択肢の番号1つを選択してください。

- 1. 取組が進んだ
- 2. 影響なし(全般的に変化なし、新型コロナウイルス感染症拡大以外の理由で取組が進んだ/滞った)
- 3. 取組が滞った
- 4. 分からない

【回答後、問3へ】

# 問3. リビルド、リファービッシュ、リマニュファクチュアリングの取組について

循環型社会の形成に向け、「リビルド」「リファービッシュ」「リマニュファクチュアリング」と呼ばれる、使用済製品を再整備し、新品と同じ水準の製品にするような取組も増加しています。貴市区町村がこれらの取組を実施している事例、あるいは民間事業者の取組を支援している事例について、該当する選択肢に〇を付けてください。 (複数選択可)

1. 市区町村が主導して実施している							
(具体的に:		)					
2. 民間事業者の	双組を支援している						
(具体的に:		)					
3. 特に実施していない							

【回答後、問4-1へ】

# 問4-1. 使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定

貴市区町村では、使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組を予定していますか。 該当する選択肢の番号1つを選択してください。

- 1. 現在実施しており、更に取組を拡大する予定である
- 2. 現在実施しており、現状維持の予定である
- 3. 現在実施しているが、その規模を縮小する予定である
- 4. 現時点は実施していないが、今後の実施を予定・検討している
- 5. 現時点は実施しておらず、今後も実施する予定はない
- 6. その他・わからない

【3~6.を選択した場合は、問4-3へ】

# 問4-2. 数年内の具体的な取組意向・希望

【問4-1.において、1.または2.を選択した場合】

数年内に注力・検討したいと考えるリユース促進の取組について、該当する選択肢に○を付けてください。 また、民間事業者等との連携を検討したいと考える取組があれば、該当する選択肢に○を付けてください。 (複数選択可)

	数年内に 注力したい 取組	民間事業者等と の連携を 検討したい取組
1. リユース事業者リスト		
2. 交換掲示板(掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等)		
3. イベント (展示会やフリーマーケット等)		
4. 常設交換		
5. リユース品回収		
6. 市区町村回収後選別		
7. リペア(修繕)		
8 普及啓発·情報発信(リユースの必要性や環境負荷低減に関 する情報提供等)		
9. 庁内におけるリユース品の調達		
10.庁内におけるリユース品の排出		
11.その他		
(具体的に: )		

市区町村自身が、中古オフィス家具類(机、椅子、棚など)といった中古・リユース品(公用車を除く)を調達、あるいは中古・リユース品として排出する取組。市区町村は住民のリユースを促進する役割を担う一方、リユースを率先して実施する主体としても期待されます。

民間事業者等とのマッチング機会の創出を狙い、本設問の集計結果を環境省HP等で公開する場合がございます。 その際、市区町村名の公開を希望されない場合は、○を付けてください。

公開を希望しない

【回答後、問4-3へ】

#### 問4-3. リユースの促進を阻む課題について

貴市区町村にてリユースを促進する際の課題があれば、該当する選択肢に○を付けて〈ださい。(複数選択可)

1. リユース促進に向けてどのような取組をすれば良いか分からない
2. 具体的なアイディア・メニューの想定はあるが、どのように準備すれば良いか分からない
3. リユース促進に向けた取組を進めるための予算が確保できない
4. リユース促進に向けた取組を進めるための庁内体制・人員が確保できない
5. 廃棄物処理法を含めて各種法令遵守の観点での取組を進めることが難しい
6. 市区町村として取り組むことで、民間事業者等の取組を圧迫する恐れがある
7. 一部事務組合・広域事業組合等に所属する他市区町村との調整が難しい
8. 連携する事業者等(民間事業者、NPO等)が見つからない・調整が難しい。
9. その他
(具体的に:

【回答後、問4-4へ】

#### 問4-4. 使用済製品等のリユースを促進するためのモデル事業への参加意向

環境省では、使用済製品等の適正なリユースを実効的に推進するための先進的事例を創出することを目的に、 地方公共団体がリユース関連事業者や市民団体等と連携した先導的なモデル事業の実施を支援しています。

令和5年度に同様のモデル事業が公募される場合、貴市区町村は応募の意向はございますか。該当する選択肢の番号1つを選択してください。

また、現時点で事業内容のご想定やご質問、応募に向けた課題、より応募を容易にするためのご提案等がございましたら、自由記入欄にご記入ください。

[ご参考:令和4年度公募HP] https://www.env.go.jp/press/111065.html

本モデル事業は、リユース関連事業者や市民団体等と連携した先導的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援することを目的とし、施策実施に必要となる事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援(事業実施者が困難な効果検証等に限る)を行うものです。地域の実情に応じた創意工夫による使用済製品等の適正なリユースの実施に向けた自由な提案を募集します。ただし、新規性・先進性のある取組を求めており、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とします。なお、費用の支援上限額は1事業あたり400万円(税込)です。

応募したい
 応募を検討したい

10 特に課題はない

3. 応募の意向はない

自由記入欄】

【回答後、問5-1へ】

# 3. サステナブルファッションの進展に向けた取組

環境省では、生産者と日々の暮らしを営む生活者がそれぞれの工夫をすることで、楽しみながら同時に環境負荷の低減に貢献する「サステナブルファッション」の実現を掲げており、HPにて情報発信しています。サステナブルファッションは、衣服のリユース・リサイクルという文脈にも密接に関連していることから、市区町村の役割も注目を集めています。

サステナブルファッション: 衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、 生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

【ご参考: 環境省サステナブルファッションHP】 https://www.env.go.ip/policy/sustainable fashion/

# 問5-1. サステナブルファッションの概念について

サステナブルファッションについて知っていましたか。該当する選択肢の番号1つを選択してください。

- 1. サステナブルファッションを知っており、環境省が注力していることも知っていた
- 2. サステナブルファッションは知っていたが、環境省が注力していることは知らなった
- 3. サステナブルファッションを知らなかった

【回答後、問5-2へ】

# 問5-2. サステナブルファッションの進展に向けた取組について

貴市区町村において、サステナブルファッションに関して実施している取組として、該当する選択肢に○を付けてください。(複数選択可)

実施時期、実施頻度、参加者数、貴市区町村の支援形態(開催主体、機会の調整、普及啓発の支援等)、 民間事業者との連携の有無、参考URLなどをご記載ください。

可能な範囲で具体的な数値等の記述をお願いいたします。

1	74	出服	ന	ひ 抱	<b>\$</b> σ	)支援

実施時期、実施頻度、参加者数、貴市区町村の支援形態、民間事業者との連携の有無など

2. ファッションドライブ(住民:古着を店舗に持ち込む、企業:店頭回収の促進等)

実施時期、実施頻度、参加者数、貴市区町村の支援形態、民間事業者との連携の有無など

3. 衣料品の分別回収の実施

実施時期、実施頻度、参加者数、貴市区町村の支援形態、民間事業者との連携の有無など

4. その他

実施時期、実施頻度、参加者数、貴市区町村の支援形態、民間事業者との連携の有無など

【回答後、問6-1へ】

# 4. その他

# 問6-1.「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月)の活用状況について

環境省では「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月)を公開し、リユー スの展開・波及のために、市町村におけるリユースの取組方法や実施・展開する際のポイント、留意すべき点、費 用便益等について整理を行っています。

貴市町村における本手引きの活用実績について、該当する選択肢の番号1つを選択してください。

【ご参考:リユース取組促進のための手引き】 https://www.env.go.jp/press/101211.html

	1. 手引きを認知し、参照・活用したことがある					
ſ		具体的な 参照・活用例				
		2. 認知してい	るが、参照・活用したことはない			
$\downarrow$		3. 本手引きを	知らなかった			

**^**]

# 問6-2. 改訂に向けたご意見やご要望

近年、リユースに係る様々な形態のビジネスが展開されていることも踏まえ、環境省では令和5年度に「市町村に よる使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月)の改訂を予定しています。 貴市区町村がリユースを効果的かつ実行的に促進するために、平成27年版に追加を期待する項目や、その他必 要としている情報についてお聞かせください。

【回答後、問7へ】

#### 問7. その他(自由回答)

リユース促進に関連したご意見やコメント等ございましたら、自由にご記入ください。



以上となります。ご回答ありがとうございました。

# 2. 先進的な取組に関するヒアリング調査

「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」の回答結果を基に、リユースの先進的な事例を抽出し、地方公共団体5件のヒアリング調査を実施した。先進的な事例は以下の考えより、候補を検討した。ヒアリング結果の概要を下記に整理する。

# <事例抽出の考え>

- ・2022 年度現在も実施中の取組。
- ・令和4年度並びに過年度のリユースモデル事業ではない取組。
- ・民間事業者等と連携して実施する取組。特に、令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業にて市区町村と協業していない民間事業者等との連携事例を優先。
- ・実施状況に関する情報発信に積極的な取組。

図表 70 地方公共団体へのヒアリング調査結果(概要)

\ ·	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
市区町村	ヒアリング結果概要
A 🖽 T	【リユース品回収の取組】
	令和元年度から古着・古布の回収で協働していた社会福祉団体と連携し、令和4年度よ
	り「家具」を対象としたリユース品回収事業を開始。回収日を月に数日設け、町民が回
	収拠点へリユース品を持ち込み、社会福祉団体が修繕の上で販売。粗大ごみが多いわけ
	ではないが、目立つ・重量になるという観点で対象とした。
	○従来の回収事業のスキームに品目を追加するような整理であり、実施に伴う町の費用負
	担は特にない(町側の人件費程度)。
	○町としては環境と福祉の連携を「環福連携」として、実施している。
	10 日間で 240 組程度が、回収拠点へ物品を持ち込んだ。町の面積が広くないことが、拠
	点回収を密集・集約して実施できる利点・特徴の一つと挙げられていた。
B市	【市区町村回収後選別の取組】
	2018 年よりモデル事業として検討を重ね、2022 年夏より社会福祉団体と「粗大ごみか
	らまだ使えそうなもの」を選別・補修・販売する事業を開始。事業の全てを粗大ごみ処
	理施設の中で実施する。処理施設の新設が検討の契機であったため、粗大ごみを対象と
	した。
	○市は粗大ごみの粗選別、市民への広報、公共財産の使用許可申請、光熱費負担等を担当。
	○環境と福祉の連携による取組であるが、同県内でも事例はない。環境と福祉の両面を理
	解している人材(両部局の経験がある人材)がいたことが、実現した背景にあった。一
	方、社会福祉団体・施設内に新規事業を担う人手・余力が十分にはないことも事実であ
	り、実施タイミングも重要であったと挙げていた。
	〇KPI として、事業従事工賃時間額(売上を延べ作業時間で除算した値) 粗大ごみのリ
	ユース量としている。コロナ禍ではない令和元年度のリユース量は5トンであった。
C市	【リユース品回収の取組】
	2021 年度より社会福祉団体と連携し、「中学校の制服」の回収・困窮世帯への提供事業
	を実施している。回収後、クリーニングのみ実施し、希望者にお譲りしている。
	○市からの委託契約として実施しており、クリーニング費・修繕費・消耗品費等を費用負
	担している(人件費を含まない)。
	○あくまで福祉施策であり、環境を所管する部局と協議・検討してはいない。
	○令和3、4年度で約430点の物品の回収があり、約150点が提供された。
D市	【交換掲示板/リユース品回収の取組】
	1999 年度より市民団体とリユース事業を継続的に実施。「50cm 以内の物品」はリサイク
	ルプラザにて陳列販売し、訪問した希望者が購入する。「50cm を超える物品」は交換掲
	示板に掲載し、希望者を募る方式を取っている。
	○必要最低限の資金提供で事業継続の意向があることから、補助金事業として継続支援し
	ている。長年の付き合いがあると、お声掛けしやすいのも事実である。
	○50cm 以下の物品の取扱い実績(令和3年度)は、来場者が約6,500人、出品数が約3万
	品、売却数が約1.3万品であった。
μ	

市区町村	ヒアリング結果概要		
Ε市	【リユース品回収の取組】		
	2015 年度より NPO 法人 ( 現在は個人事業主 ) と連携し、市内 26 カ所の回収拠点で「育		
	児・子ども用品」を回収し、年6回程度の無料配布会を開催。		
	○「ごみの減量」に主眼を置いた事業であり、結果として子育て支援に繋がっているとい		
	う整理をしている。		
	〇令和3年度の回収実績は、衣類・小物類が約15.5ton、大型育児用品が約390点であ		
	た。配布実績は全6回で衣類・小物類が約2万点、大型育児用品が約420点であった		
	うち、配布できずに廃棄に至ったものが約 5.6ton あった点は課題である。		
	○物量が多く交わされる要因として、開館時間内は常時回収を実施していること、また回		
	収拠点に保育園と隣接した複合施設等があることを挙げている。回収拠点を市内に点		
	させ、また受け付け時間を限定しないことが効果を生んでいると考えられた。		
	○サステナブルファッションという観点では、行政が担うべき役割や必要性を整理される		
	ことを希望されていた。		

注)表中ではヒアリング先が特定されないよう一部情報のみを記載・整理。今後、事例集等として整理する際に、より詳細な情報を整理する予定。

# 第3章 「リユース促進のための手引き」の改訂に向けた検討等

1.「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」の改訂に向けた検討

環境省において作成した「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」(平成 27年7月)の改訂に向けて検討を行った。近年のリユースの状況等も踏まえた自治体向けのリユース促進に関するものとし、「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」(以下、本章では「R4市区町村調査」とする)の回答結果から把握した市区町村のリユースの取組状況を踏まえたものとする。

R4 市区町村調査によれば、「使用済製品のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定」に関する設問で、「現在実施しており、更に取組を拡大する予定」(6.7%)、「現在実施しており、現状維持の予定(28.7%)、「現在は実施していないが、今後の実施を予定・検討(15.9%)と半数以上(51.3%)の市区町村が取り組む意向を示している<sup>2</sup>。

一方で、リユース促進時の課題としては「庁内体制・人員の確保」(70.9%)「予算確保」(42.6%) に加え、「どのような取組をすれば良いか分からない」(34.5%)との回答が上位に挙げられている。

これら市区町村のリユース促進の意向、促進時の課題を踏まえて、手引きの改訂に向けて検討を行う。

# (1) リユースの取組方式の多様化について

「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」(平成 27 年 7 月)の発出から一 定期間が経過しており、リユースを取り巻く社会情勢も変わりつつある。

国の計画・方針においても、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月、閣議決定)において、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の1つとして「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられており、その中の取組として、「サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリング等2R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響(天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等)について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する」ことが求められている。また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」においても、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」は地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられているところである。

使用済製品等のリユースに関する具体的な方法についても、フリマアプリの普及・利用者増加をはじめ、消費者の利便性向上を図った各種サービス(例えば、見積一括サービス、写真画像からの自動査定サービス)などが進展しており、リユースの手段・手法の多様化が進んでいる。

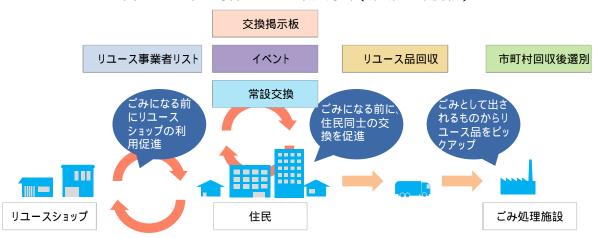
また、「令和 4 年度使用済製品等のリユースに関する自治体によるモデル実証事業」で採択された団体の取組をみると、リユースに関するプラットフォーマー(株式会社ジモティー、株式会社マーケットエンタープライズなど)との連携を図るものが複数採択されている(川崎市、八王子市:ジモティー、坂戸市:マーケットエンタープライズ)。これらの取組は、市区町村が抱え

 $<sup>^2</sup>$  他の回答は、「現時点では実施しておらず、今後も実施する予定はない」との回答は 31.8%、「分からない」は 15.7% など。

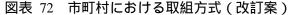
る課題 (庁内体制・人員の確保、予算確保)の解決の方向性を示しているとも考えられる。

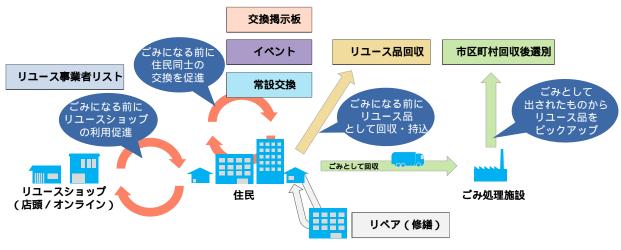
下図表に、「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」(平成 27 年 7 月)で整理した市区町村における取組方式をもとに、改訂案を示す。

大きな枠組み( リユース事業者リスト、 交換掲示板、 イベント、 常設交換、 リユース品回収、 市町村回収後選別)はそのままに、「 リペア(修繕)」を加えるとともに、内容については、「 交換掲示板」等の内容を精査・細分類し、使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等の取組などを加えることが想定される。



図表 71 市区町村における取組方式(平成 27 年度版)





図表 73 市町村における取組方式の概説

取組方式	内容
	・住民にリユース事業者の情報を提供し、リユースショップの利用(リユース
リユース事業者	事業者への排出)を促す取り組み。
リスト	・具体例 : リユース事業者を紹介するちらしの作成や、リユース事業者の斡旋、
	リユース事業者の認証。
	・掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等を通じて、住民
六協坦二七	同士の不要品交換、売買を促す取り組み。
交換掲示板	・具体例:市にてリアルの掲示板を作成、民間事業者が運営する不要品交換サ
	イトやアプリを斡旋。
イベント	・不定期で、住民同士の不要品交換を実施できるイベントを開催する、開催を

取組方式	内容
	支援する。
	・具体例:展示会・フリーマーケットなどの開催。
常設交換	・市区町村にて、住民同士が不要品交換を実施できるスペースを常設する。
リユース品交換	・リユース品として回収・持ち込まれた物品を、住民等に販売する取り組み。 ・市区町村が住民から連絡を受けて家具等の大型のリユース可能なものを回収、あるいは市区町村の回収拠点へ住民がリユース品を持ち込む。その後、リユース品はリユース業者に販売、または市町村自身や公社、民間事業者等に委託して住民に販売する。
市区町村回収後選別	・ごみとして回収したものからリユース出来るものを選別してリユースする。 ・市区町村自身やリユース業者が市区町村のストックヤード等で検品し、リ ユース品として買い取りできると判断したものを回収し、リユース業者が買 い取り。市区町村自身や公社等に委託し、住民向けに販売するケースもある。
リペア(修繕)	・住民が所有権を有した状態で、自治体にて修繕の対応をする取り組み(本整理に限る) ・例:自治体が住民のおもちゃの修理を担う。

# (2) 市区町村担当者の意見・要望の整理

前述の通り、市区町村担当者の抱える、リユース促進時の課題としては「庁内体制・人員の確保」(70.9%)「予算確保」(42.6%)「どのような取組をすれば良いか分からない」(34.5%)との回答が上位に挙げられている。

加えて、ヒアリング調査、モデル事業の実施団体等との意見交換、R4 市区町村調査での自由回答の内容などから、市区町村担当者の意見・要望を下記に整理する。

図表 74 令和 4 年度事業を通じた、市区町村担当者からの意見・要望(概要)

要望の概要	具体的な要望の一例
リユースに取り組むか否かの 検討材料の共有	・リユース事業を行う意義の検討に資する情報(既往事例の効果・ニーズ・費用等) ・民間事業者が主導するリユースも多様に進む中、市町村が取り組む意義や望ましい関与の在り方を提起してほしい
取組開始段階にて 参考になる情報の掲載 より具体的な取組事例	・リユース事業の検討~取組開始までの具体的な流れを知りたい ・民間事業者との連携における、民間企業側のニーズを知りたい ・人口規模に応じた取組事例の情報提供(特に人口規模が小さな自 治体では、大都市の事例を参考にすることは難しい) ・先行的な事例や自治体との連携を進める民間事業者を知りたい
リユース促進時に生じる 課題解決に向けた情報提供	・個人情報の取扱への注意点、リユース後の不正利用への懸念対応 ・法的な考え方の整理や参考となる情報の提示(廃棄物処理法、古 物商営業法など) ・粗大ごみのリユースに対し、住民からリユース意向の確認の要否

# (3) リユースの在り方・取組の整理方針

リユース促進は、環境保全上さまざまな効果が期待されるが、市区町村において直接的に期待する効果の1つは、ごみ減量化(可燃ごみ、粗大ごみ)であると考えられる<sup>3</sup>。リユース可能な製品については、"ごみ"ではなくリユースされることで、製品の長寿命化が図られ、ごみの減量化が図られる。

<sup>3</sup> ごみ減量化以外にも、他の環境保全上の効果(CO2 削減効果など)、福祉的な効果(生活困窮者への提供など)、 地域コミュニティの創出、地域経済の活性化など様々な効果があることに留意。

庁内体制・人員、予算に限りがあることを踏まえると、まずは、 価値ある製品については消費者・企業の取組の中でリユース市場に流通させること、次いで、製品価値が限定的であり、難しい場合には、 無償譲渡・交換を含む、低価格でのリユース流通を促進するプラットフォームの活用、 市区町村(及び民間団体等の連携)によるリユース流通を図る、といった段階があり、

どうしてもリユースが困難なものはごみ (一般廃棄物) として処分をする。という方針が考えられる。

リユース手段の多様化を踏まえて、人・モノ・金の観点での対応・手当てを整理することが望ましい。

# (4) 具体的な改訂項目と方針

ここまでの整理を踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」(平成 27 年 7 月)の改訂に向けた項目と方針(案)を以下に整理する。

特に、先行事例の紹介・整理については、市区町村での取組を促進する上で重要な情報発信となると期待され、取組類型ごとのみならず、人口規模なども考慮した整理が望ましいと考える。

図表 75 「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」の改訂項目と方針(案)

	よる使用消表的ものうユース促進のための子引を1の成別項目と分割(来)
改訂項目	改訂方針や具体的な内容(案)
リユースの背景	・第四次循環型社会形成推進基本計画や 2050 年カーボンニュートラル目標、 サーキュラーエコノミー等を踏まえ、リユースの意義や期待される効果を 整理。
市町村の 取組状況	・R4 市区町村調査の結果を活用し、最新の取組状況を整理。必要に応じて過年度調査結果と比較。 ・民間事業者の多様なリユースが進む中、市区町村に期待される役割も記載。
取組方法・ モデル事業紹介	・具体的な事例として、令和4年度モデル事業の概要・結果を紹介。 ・モデル事業の実施自治体の協力を仰ぎ、検討過程や「ごみ減量」「資源循環」 に対する考え方を整理。 ・過去モデル事業の実施自治体を基に、取組の継続状況や事業継続に向けた 留意点を整理。 ・人口規模に応じた取組事例を具体的に紹介。
CO <sub>2</sub> 削減効果	・製品の製造・廃棄における CO2 削減効果の整理に加え、リユース施策は「バックファイア効果」のリスクが相対的に高いという既報等も踏まえ、注意点を整理。(循環経済工程表の検討にて、シェアリングサービサイジング等はGHG 削減への貢献を考慮した取組の類型からは除外された。)
リユースにおける 関連法の解釈	・リユース事業を検討する自治体にて、廃掃法をはじめとする関連法の遵守・対応は重要。 ・優良事業の水平展開を目的に、主要な事項について整理・紹介すると共に、参照元となる貴省「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」 (平成25年度)を紹介。

図表 76 「新たなリユース市場」における自治体の参画状況の更なる検討方針(案)

テーマ	内容		
シェアリング	・【市場概況】一般社団法人シェアリングエコノミー協会によれば市場規模は 2 兆 4,198 億円と推計されており、今後も拡大していくことが予測されている。 ・【自治体の参画状況の検討方針】 R4 市区町村調査では、市区町村における「サステナブルファッションの進展に向けた取組」の実施状況を具体的に調査した。日本全国の取組状況を「類型(子供服の交換		

	会、ファッションドライブ、衣料品の分別回収 )」「市区町村の支援形態 ( 開催主体、機
	会の調整、普及啓発の支援等 )」「連携事業者」の観点で整理すると共に、市区町村の参
	画(実施・支援)しやすい取組の在り方を検討する。
	・【市場概況】修理、補修、リファービッシュ、リマニュファクチャリングなど、製品寿
	命を延長する幅広い取組が存在する。
	・【自治体の参画状況の検討方針】
	R4 市区町村調査では、市区町村における「リペア(修繕)」の実施状況を具体的に調査
	している。日本全国の取組状況を「連携事業者」「取扱い物品」等の観点で整理すると
リペア	共に、市区町村が参画(実施・支援)しやすい取組の在り方を検討する。
	・【自治体の参画状況の検討方針】
	R4 市区町村調査では、 市区町村における「 リビルド、 リファービッシュ、 リマニュファ
	クチュアリングの取組」の実施状況を具体的に調査している。日本全国の取組状況を
	「市区町村が主導する事例」「民間事業者の取組を支援する事例」の観点で整理すると
	共に、市区町村が参画(実施・支援)しやすい取組の在り方を検討する。

# 2.一般消費者向けのリユース促進に関する普及啓発資材の作成

「リユース読本」(平成 28 年 5 月)の内容を踏まえ、一般消費者向けのリユース促進に関する新たな普及啓発資材を作成した。資材は「リユース読本」「令和 3 年度リユース市場規模調査」の内容を踏まえ、リユースに関心が薄い消費者を対象に、リユースの取組や「リユース読本」へと誘うものを想定した。

図表 77 作成したパンフレット

「意外と知らない「リユース」の世界~自分・社会・地球にやさしい消費行動~」



< 1ページ(表紙) >



リュース活用のコツ
モノを大事に使って、買くリュース!

① 自宅に雇らせない
素和ですごには製造の単気を制置するため、をわないのであれば、単のにリュースに出しましょう。
に出しましょう。

② 外面・限明書も捨てない
外面や限設例質を信催し、次の人が使いですい。大変力というをおけてかましょう。
(出しましょう)

「現場のサマレスの人が成しが多状態にしておきました。 (ましょう)
「リュースの人が成しが多状態にしておきました。 (ましょう)
「リュースのの買取は、合物側の呼可を有する事業に関すると数がありだす。また、「に整備のように関するとのがあります。また、「に整備のことを行動を行るという。 (こと) ため、自分たちにできることから始めてみない。 (こと) ながは、自然ですることから始めてみない。 (こと) ながは、自然ですることから始めてみない。 (こと) ながは、自然ですることから始めてみない。 (こと) はない (こと) はな

- 88 -

# III. 自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナーの開催

# 1.セミナー開催の趣旨・目的

我が国では、家電 4 品目を回収する「家電リサイクル法」に加え、平成 25 年 4 月から小型電子機器を対象とした「小型家電リサイクル法」が施行されたことにより、これらの使用済製品の回収と循環的な利用が進められているところである。

使用済となった家電製品等は、廃棄物処理法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき適正な処理が行われなければならない。しかし、必要な許可等を持たない不用品回収業者が、家庭から排出された家電製品等を町中で回収するという違法性が疑われる事例が確認されており、こうして回収された家電製品等の一部は、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出され、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念されるとともに、適正なリユースの推進を阻害する要因となることから、対策を強化していく必要がある。

違法な不用品回収業者対策を推進するにあたり、地方自治体職員を対象とし、有識者や違法な不用品回収業者の摘発・指導の最前線に立った経験を持つ自治体職員などを講師として、違法な不用品回収業者を発見した際の行政対応等に係る実践的な能力を身につけるため、「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」をオンラインで2度開催した。

# 2. セミナーの開催概要・開催結果

#### 2.1.1 開催概要

「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」を、オンラインで2回開催した。セミナーはオンライン会議システム(Zoom)上で開催し、同時に YouTube にて申込者限定の生配信を行った。また、セミナー開催後1週間にわたり YouTube でアーカイブ配信を実施した。

第 1 回は令和 5 年 1 月 26 日 (木) に開催し、当日の Zoom での参加アカウント数は 59 件、YouTube 動画再生数は 204 回 (アーカイブ配信分を含む) であった。また、第 2 回は令和 4 年 2 月 20 日(月)に開催し、Zoom での参加アカウント数は 61 件、YouTube 動画再生数は 267 回(アーカイブ配信分を含む) であった。

開催回	会場	申込件数*	当日の Zoom 参加 アカウント数	YouTube 動画再生数**
第1回	令和5年1月26日(木)	197	59	204
第2回	令和5年2月20日(月)	200	61	267
	合計	397	120	471

図表 78 「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」開催概要

<sup>\*</sup>申込件数は、Zoom での参加希望者と YouTube 動画閲覧希望者の合計。

<sup>\*\*</sup> YouTube 動画再生数は、セミナー当日とアーカイブ配信期間中(セミナー開催後1週間)の再生数の合計。
YouTube 動画再生数が申込件数を上回っている理由として、同一の申込者が複数回動画を再生したことが考えられる。

# 2.1.2 プログラム

各セミナーとも開催時間は13時から17時まで(休憩含む)であり、最初に環境省より「違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について」の説明を実施し、その後BUN環境課題研修事務所主宰長岡文明氏より「廃家電等の不適正処理事案対応の全体像」に関する講演をいただいた。休憩をはさんだ後、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団不法投棄対応支援事業専門家委員岩城吉英氏より「違法な不用品回収業者等の現状と指導・取締りについて」に関する講演をいただき、最後にBUN環境課題研修事務所長岡氏による「演習、質疑応答/意見交換」を行った。

「演習、質疑応答/意見交換」においては、オンライン会議システム Zoom を用いて、参加者参加型の演習を実施した。具体的には、BUN環境課題研修事務所 長岡氏と廃棄物の総合判断に関するロールプレイ(木くず、廃家電)を実施した。

図表 79 「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」プログラム概要

件 名:環境省「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」

■対 象:都道府県及び市区町村の職員の方

■プログラム:

違法な不用品回収業者の背景と取締りの必要性について 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室

基調講演「廃家電等の不適正処理事案対応の全体像」 BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏

==(休憩(10分))==

違法な不用品回収業者等の現状と指導・取締りについて 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 不法投棄対応支援事業 専門家委員 岩城 吉英氏

演習、質疑応答 / 意見交換 BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏

# 3.セミナー参加者アンケートの集計結果

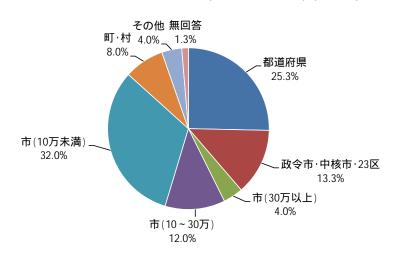
セミナーに参加した自治体職員を対象に、実施している違法な不用品回収業者対策の概要、進める上での課題、セミナーに関する要望等を把握するため、アンケート調査をオンラインで実施した。 回収数は 75 件であった。

アンケート調査票は、セミナーの開始時・途中休憩時・終了後にアナウンスおよびメールによって配布した。2回分全体での集計結果について、以下に整理する。

# 3.1 回答者属性について

# 3.1.1 回答者の所属

「市(10万未満)」が最も多く32.0%(24件)次いで「都道府県」25.3%(19件)「政令市・中核市・23区」13.3%(10件)「市(10~30万)」12.0%(9件)「町・村」8.0%(6件)「市(30万以上)」4.0%(3件)と続く。

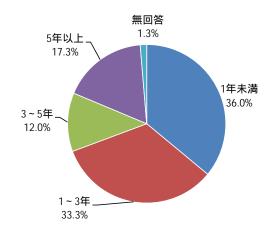


図表 80 回答者の属性 (全2回の合計)(N=75)

- <「その他」の回答内容(例)>
- 広域事務組合
- 一部事務組合

# 3.1.2 廃棄物に係る業務経験年数

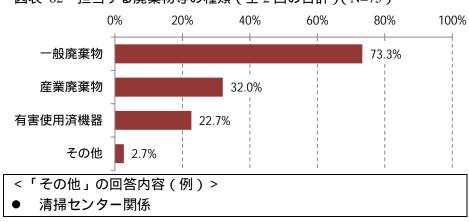
廃棄物に係る業務経験年数について、「1年未満」との回答が最も多く 36.0%(27件) 次いで「1~3年」33.3%(25件)、「5年以上」17.3%(13件)、「3~5年」12.0%(9件)と続く。



図表 81 廃棄物に係る業務経験年数 (全2回の合計)(N=75)

# 3.1.3 担当する廃棄物等の種類

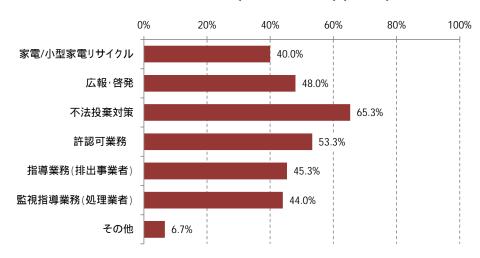
担当する廃棄物の種類について、「一般廃棄物」との回答が最も多く 73.3% (55 件) 次いで「産業廃棄物」が 32.0% (24 件)、「有害使用済機器」が 22.7% (17 件)となっている。



図表 82 担当する廃棄物等の種類 (全2回の合計)(N=75)

# 3.1.4 担当する業務内容

担当する業務内容について、「不法投棄対策」との回答が最も多く、65.3%(49件)次いで「許認可業務」53.3%(40件)「広告・啓発」が48.0%(36件)「指導業務(排出事業者)」が45.3%(34件)「監視指導業務(処理業者)」が44.0%(33件)「家電/小型家電リサイクル」が40.0%(30件)となっている。



図表 83 担当する業務内容 (全2回の合計)(N=75)

<「その他」の回答内容(例)>

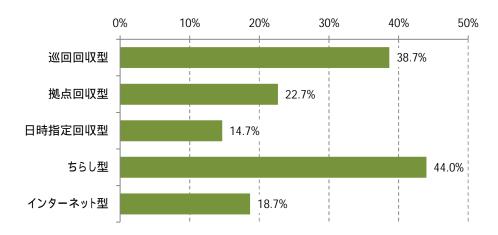
- 清掃センター関係
- 中間処理(焼却等)
- 野焼き通報に対する現地確認
- ごみ収集運搬委託業務、ごみ屋敷対策、一般廃棄物排出指導(家庭)
- 焼却処理施設の運転管理、ごみ搬入対応

# 3.2 現在問題となっている違法な不用品回収業者の分類

「貴自治体の管轄区域で現在問題になっている違法な不用品回収業者のタイプ」について、回答結果を以下に整理する。

「ちらし型」との回答が最も多く 44.0%(33 件) 次いで「巡回回収型」38.7%(29 件)「拠点回収型」22.7%(17 件)「インターネット型」18.7%(14 件)と続く。

図表 84 現在問題となっている違法な不用品回収業者の分類 (全2回の合計)(N=75)



#### <選択肢の詳細>

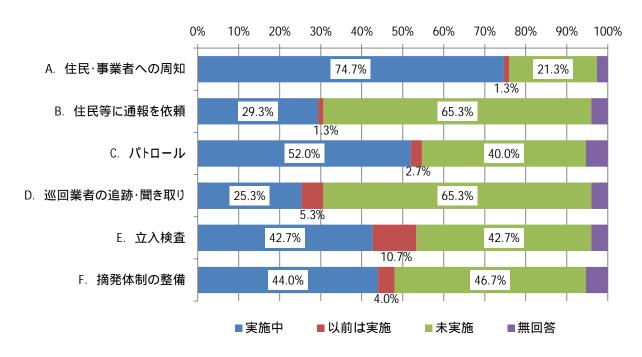
- 1.巡回回収型 (軽トラック等で街宣しながら巡回して回収するもの)
- 2.拠点回収型 (空き地等で「無料回収」と記載された看板等を掲げて回収するもの)
- 3.日時指定回収型 (指定した日時に、ごみステーションや道路上等を回収場所に指定して回収するもの)
- 4. ちらし型 (不用品の無料回収を謳ったちらしを各家庭に配布し、回収を行うもの)
- 5.インターネット型 (不用品の無料回収を謳ったサイトを通じて宣伝し、回収を行うもの)

# 3.3 違法な不用品回収業者への対策実施状況

違法な不用品回収業者への対策実施状況について、「実施中」との回答は「A.住民・事業者への 周知」が最も多く74.7%(56件)次いで「C.パトロール」が52.0%(39件)「F.摘発体制の整備」 が44.0%(33件)「E.立入検査」が42.7%(32件)と続く。

「以前は実施」との回答は、「E.立入検査」が最も多く 10.7%(8件) 次いで「D.巡回業者の追跡・聞き取り」が 5.3%(4件)、「E.摘発体制の整備」が 4.0%(3件)と続く。

図表 85 違法な不用品回収業者への対策実施状況(全2回の合計)(N=75)



# 3.4 取組みを効果的に実施する上での課題

対策実施状況に関する設問(943.3 、P.94)において、「実施中」または「以前は実施していた」と回答した取組みについて、取組みを効果的に実施するうえで課題となっていること/課題であったこと」について、回答結果を以下に整理する。

# 取組みを効果的に実施する上での課題(自由記述)

# 【職員の人員体制について】(7件)

- 不適正事案の増加傾向に対して職員の人員が足りない(市(10~30万) 第1回)
- 他業務との調整。人員不足(都道府県、第1回)
- 職員の知識、経験不足、人材不足(市(10万未満) 第2回)
- 人員の不足(町・村、第2回)
- 人員が年々削られ、パトロールに割ける人員がいない(市(10万未満) 第2回)
- 他の業務を優先している (政令市・中核市・23区、第2回)
- 経験不足、引継ぎ情報の不備(市(10~30万) 第2回)

# 【警察との連携について】(1件)

● 警察との連携がスムーズな場合とかなり難しい場合がある(政令市・中核市・23区、第1回)

# 【違法性の判断・指摘の困難さについて】(3件)

- 回収品を有価物と言い張られることが指導を困難にさせられました。(政令市・中核市・23区、 第1回)
- 回収されているのは資源物であるため、不用品回収業者への法的拘束力が弱いこと(市(10 万未満)第2回)

# 【指導取り締まりにおける言葉の壁について】(4件)

- 違法事業者は外国人が多く、日本語での意思疎通が難しいところが多い(政令市・中核市・23 区、第1回)
- 立ち入り検査において、日本語をあまり理解できない外国人事業者との意思疎通が課題となることがある。(都道府県、第1回)
- 日本語が通じにくい場合がある(都道府県、第1回)
- 不用品回収業者とのコミュニケーションが海外にルーツを持つ方も多いため、うまくいかないと感じることがある。(都道府県、第1回)

# 【その他 現場確認の難しさについて】(1件)

● 取締(現場確認)が難しい(政令市・中核市・23区、第1回)

# 【市民への広報・啓発・情報発信、市民の意識について】(4件)

- 住人 家電リサイクル法の周知徹底 事業者 一廃、産廃の区別の周知徹底(市(10万未満) 第1回)
- 住民への周知は行き届いておらず、違法行為だとわかってもらえない。また、無料なため住民も問題意識は持っていない。収集作業を現認することが難しい(政令市・中核市・23区、第2回)
- まだまだ市民に周知が不足していると感じる。また、不用品回収業者への聞取りで古物商の 範囲で業を営んでいる場合は違法ではないので、一律に取り締まることが難しいことが課題 となっている(政令市・中核市・23区、第2回)
- 広報誌、ホームページへの掲載を行っているが、市民の目に届きにくいと感じている(市(30万以上) 第2回)

# 3.5 廃棄物の不適正処理対策における都道府県・市区町村との連携

廃棄物の不適正処理対策(違法回収対策を含む)における都道府県・市区町村との連携状況(市町村職員は都道府県との連携、都道府県職員は市町村との連携)の現状、課題、今後の展望等について、回答結果を以下に整理する。

# 廃棄物の不適正処理対策における都道府県・市区町村との連携状況(自由記述)

#### 【県・市町村間の連携にあたっての課題】(6件)

- 中核市になった関係で、許可事務権限は県にあるにも関わらず、指導権限が本市にあるといったねじれた関係になっており、効果的な指導警告(場合によっては許可取り消し)ができない場合がある。(政令市・中核市・23区、第1回)
- 県と市の連携体制の確立(市(10万未満)第1回)
- 一般廃棄物無許可処理業への指導に対する管内のとある市町村の腰の重さ、理解の浅さ。ただ、今回のセミナーを受講頂いたはずなので、これを助けに今後しっかりとした二人三脚を組み指導にあたっていくよう努めていきたいです。(都道府県、第1回)
- 県と連携が必要な場面でも県の職員も数がいないのですぐに対応できない(市(10万未満) 第2回)
- 府保健所と連携する場合もあるが、保健所自体も以前より体制が縮小されており、管内全域 に十分に対策が行えるのか不安な点がある(町・村、第2回)
- 産廃でも一廃でも廃棄物の不適正処理対策は変わらないと思いますので、県の持っている知識をもっと下(市町村)へおろしていただけるようにお願いいたします(市(10万未満)第2回)

# 【その他】(3件)

- 警察と連携を行っておりますが、物的証拠等が少ないため刑事告発まで進めることができない状況です。今後は例規整備や指導実績(文書による継続的な指導等)を積むなどして対応していきたいと考えております。(市(10万未満)第2回)
- 県のみと連携し、警察とは連携していない(市(10万未満) 第2回)
- ロールプレイが全てを物語っていた通り、知識・経験が乏しいため、現場に帯同させていた だき、研修させていただきたい。(市(30万以上)第2回)

# 3.6 取組を行っていない理由

対策実施状況に関する設問対策 (943.3 、P.94) において、「未実施」と回答した取組みについて、実施していない理由に関する回答結果を以下に整理する。

# 取組を行っていない理由(自由記述)

# 【人員・ノウハウ不足、予算不足】(13件)

- 指導権限の範囲。人員の不足(政令市・中核市・23区、第1回)
- スキル不足 事案が神出鬼没(車で回らず、歩いて個別訪問をしている模様、アポをとって後から回収に来る という話)で市民から通報があっても具体な情報を得られず、手をつけられない(市(10万未満)、第1回)
- 恐らくマンパワー不足のため。小職が知らないだけで、過去には実施されていたものもあるかもしれない(都道府県、第1回)
- 体制が整わない(政令市・中核市・23区、第1回)
- 人員の不足(市(10~30万) 第1回)
- ノウハウ・人員不足(市(10万未満) 第2回)
- 法の詳細について理解不足のため。今回の研修は大変勉強になった(市(10万未満) 第2回)
- 対応できる職員の数がいない(町・村、第2回)
- 人も予算も足りない。専門知識をもつ職員もいない(市(10万未満) 第2回)
- 人員不足(政令市・中核市・23区、第2回)
- ◆ 体制が整っていないため(市(10万未満) 第2回)
- 人員不足(市(10万未満)第1回)
- ◆ 人員不足、経験不足(市(10~30万) 第2回)

# 【件数が少ない・事案がほとんどない】(5件)

- 事例がなく、対応していない(市(10万未満) 第1回)
- 動当事業者がいないため(市(10万未満)第2回)
- 巡回については、市民からの通報などはないため(市(10万未満) 第2回)
- 立入検査が必要な事案がなかった(町・村、第2回)
- 不用品回収業者を発見していないため(都道府県、第2回)

# 【連携、管轄の問題】(2件)

- 一部事務組合であり、構成市町に実施してもらうため(属性無回答、第1回)
- 所管部署が異なるため(政令市・中核市・23区、第2回)

#### 【その他(取組の実施状況の詳細)】(3件)

- 定期的な行為については未実施だが、近隣住人からの相談を受けて当該事業所への調査は 行うことがある。全体として 2~3 回 / 年程度 (市 (10 万未満 ) 第 1 回 )
- ヤードの立ち入りのみ行っている(都道府県、第1回)
- 積極的なパトロールはしておらず、苦情等相談があった際に実施しているため(都道府県、 第2回)

# 【その他】(5件)

- 他の業務を優先している(政令市・中核市・23区、第2回)
- 警察とも対応方法を協議中(町・村、第2回)
- 通報を受けパトロールに行ったことはあるが、その現場に立ち会うことができていない(市 (10万未満) 第1回)
- ★ 法的な必要性を認識していなかったため(都道府県、第1回)
- 拠点回収でないため、現場を押さえることが難しいため(市(10万未満) 第2回)

# 3.7 取組みを実施していくために求める国からのサポート

「今後、取組みを実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。」との設問について、回答結果を以下に整理する。

# 取組み実施のために国に求めるサポート(自由記述)

# 【研修・セミナーの実施、マニュアルの配布】(8件)

- 毎年本セミナーを開催いただいていて、有り難く思います(都道府県、第1回)
- 指導マニュアル等の整備(市(10万未満) 第1回)
- 今回のような研修の継続(都道府県、第1回)
- 常設の相談・助言体制、研修の実施(町・村、第2回)
- 今回のようなセミナー、勉強会を定期的に開催していただけるとありがたいです(政令市・中核市・23区、第2回)
- 今回のようなわかりやすい研修は大変ありがたいです(市(10万未満) 第2回)
- チラシの提供。研修実施。具体的な対応策の提案(市(10万未満) 第2回)
- 定期的な対策セミナーの開催(市(10万未満) 第2回)

# 【事例の紹介・ノウハウの共有等、情報提供】(2件)

- 全国の違法な回収業者の取締り事例集の作成(政令市・中核市・23区、第2回)
- 今回の研修でもあった業者とのやり取りの演習のような内容で、動画や漫画などで場面を 想像しやすい、やり取りの見本となる資料があるといい(市(10~30万) 第2回)

# 【法整備、権限の付与等】(2件)

- 法令整備による罰則、指導権限の強化。廃棄物該当性の明文化(政令市・中核市・23区、 第1回)
- 不適切な業者への取り締まり用人材の派遣、市町村の判断を尊重し役所職員を守れるような法の改正(市(10万未満) 第2回)

#### 【警察との連携】(2件)

- 警察との連携(市(10~30万) 第1回)
- 必要な情報について、警察から情報が得られる体制の構築(市(10万未満) 第2回)

# 【人的・金銭的サポート】(2件)

- 不適切な業者への取り締まり用人材の派遣、市町村の判断を尊重し役所職員を守れるような法の改正(市(10万未満) 第2回)(再掲)
- スペシャリストの配置(市(30万以上) 第2回)

#### 【一般市民への周知啓発】(3件)

- 家電リサイクルについて適切な排出方法が行われていない事例から消費者に責務であることをさらに周知してもらう広報等のサポートをいただければと思います(市(10~30万) 第1回)
- 違法であることの周知(市(10~30万) 第2回)

# 3.8 セミナーに対する理解度・評価について

# 3.8.1 セミナーの難易度

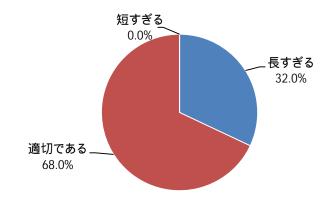
セミナーの難易度について、「適切である」との回答が最も多く 93.3%(70件)「難しすぎる」は 6.7%(5件)となっている。

易しすぎる 0.0% 6.7% 適切である 93.3%

図表 86 セミナーの難易度 (全2回の合計)(N=75)

# 3.8.2 全体の時間について

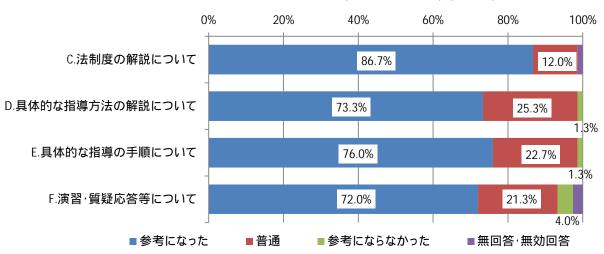
全体の時間について、「適切である」との回答が最も多く 68.0% (51 件) となっている。次いで、「長すぎる」との回答が 32.0% (24 件) となっている。



図表 87 全体の時間について (全2回の合計)(N=75)

# 3.8.3 具体的な内容について

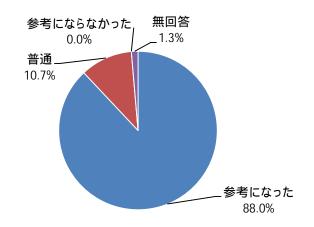
具体的な内容について、「参考になった」との回答は「C.法制度の解説について」が最も多く、86.7%(65 件)、次いで「E.具体的な指導の手順について」が 76.0%(57 件)、「D.具体的な指導方法の解説について」が 73.3%(55 件)、「F.演習・質疑応答等について」が 72.0%(54 件)と続く。いずれの項目も、「参考にならなかった」との回答は数件であり、おおむね満足が得られたと考えられる。



図表 88 具体的な内容について (全2回の合計)(N=75)

# 3.8.4 セミナー全体の満足度

セミナー全体の満足度について、「参考になった」との回答が最も多く 88.0%(66 件)となっている。次いで、「普通」との回答が 10.7%(8 件)、「参考にならなかった」は 0 件であった。

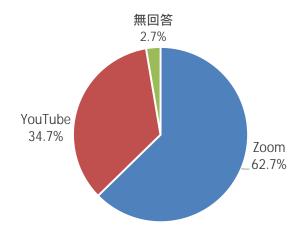


図表 89 セミナー全体の満足度 (全2回の合計)(N=75)

# 3.9 セミナーへの参加方法について

# 3.9.1 本セミナーへの参加方法

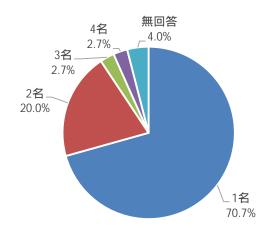
本セミナーの参加に用いたツールを尋ねたところ、「Zoom」が 62.7% (47 件)、「YouTube」が 34.7% (26 件)であった。



図表 90 本セミナーへの参加方法 (全2回の合計)(N=75)

# 3.9.2 閲覧人数 (回答者を含む)

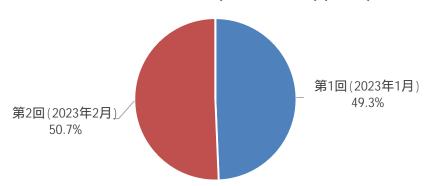
同部所内におけるセミナーの参加・閲覧人数 (参加者を含む)を尋ねたところ、「1名」との回答が最も多く 70.7% (53 件) 次いで「2名」が 20.0% (15件)、「3名」と「4名」がいずれも 2.7% (2件) であった。



図表 91 セミナーの参加・閲覧人数 (N=75)

#### 3.9.3 参加した回

参加した回を尋ねたところ、「第1回」との回答が49.3%(37件)「第2回」との回答が50.7%(38件)であった。



図表 92 参加した回(全2回の合計)(N=75)

# 3.10 セミナーに関する意見・要望等(自由記述)

# 【講演全体のわかりやすさ・難易度に関する感想】(12件)

- 他者の立ち入り検査の状況を見聞きできるのは素晴らしく参考になるものだった。(都道府県、第1回)
- 不用品回収業者へのアプローチの仕方や指導にあたっての根拠がよく理解できた。(政令市・中核市・23区、第1回)
- 講師の内容が似ていたが、まったく知識のない私にとっては、かえってそれがよかった。 なんとなく、かつ、個人的な感覚であるが講師の順が逆だと、なお理解が深まった気がする(市(10万未満)第1回)
- 初任者のため、そもそもの廃棄物に対する知識を得ることができた(市(10万未満) 第1回)
- 長岡氏の解説は分かりやすい(都道府県、第1回)
- 現在本町でも問題となっているテーマであったため、タイムリーな内容だった(町・村、第2回)
- 長岡先生の解説が特に丁寧で分かりやすかった(市(10万未満) 第2回)
- 法や対応のサンプルについては大いに参考になったが、自治体職員が安心して業者を取り 締まれるような仕組みが必要と思う(市(10万未満)第2回)
- 講師の先生方の解説がわかりやすく、やっと「廃棄物」の定義が理解できました(市(10万未満)第2回)
- 関連法の説明が分かりやすかった(市(10~30万) 第2回)
- この度は、セミナーに参加させていただき、誠に有難うございました。とても参考になりました。実際当市で何も対応していないので、今後少しずつでも対応していなければならないと感じました。対応策や、立入検査の方法等ご講義いただきましたが、市役所の人数は少なく、積極的に指導とまではいかなそうです。市民から苦情が入ったときに対応するというのが現状になってしまっています(市(10万未満)第2回)
- 長岡先生の講義・演習から廃棄物の考え方や原因者からの聞きとり事項が分かり勉強になりました。演習で分かりにくかった部分があったので再度、裁判を見据えての原因者からの適切な聞きとり事項を学ばせていただきたいです(都道府県、第2回)

# 【セミナーのプログラム(事例紹介、演習)について】(6件)

● 最後に演習を行うことで、学習内容を確認できた(政令市・中核市・23区、第1回)

- 立入の模擬演習が有意義であった。他自治体と当自治体と比較し、聞き方、切り口等の立入の手法及びコツについて、他自治体から吸収できる数少ない機会であった。ベテラン講師の方々は悪徳業者の言い訳を身をもって知っているため、模擬演習で練習を積めば、実践でも大きな助けになるように思う。今後、同様な模擬演習があれば、積極的に参加したい(都道府県、第1回)
- 演習がわかりやすかった(都道府県、第1回)
- 過去の事案を共に説明いただいた点(市(10万未満) 第2回)
- 演習が難しかったが、実際にやってみると聞くだけよりよくわかった気がする。(市(10~30万) 第2回)
- ロールプレイにおいて、山形県の自治体による模範対応が見られたのは、非常に良かった。 (市(30万以上) 第2回)

# 【資料提供に関する希望】(3件)

- 演習での先生の対応案と事前質問の回答案の資料が欲しいです(都道府県、第1回)
- 網羅的に解説いただけて、指導に当たって自身の見落としていた点に気付くことができました。業務初任者にとっては情報量が多く大変に感じるのではないかと思いますが、講演 資料について、もし可能なら一週間程度前にご提供いただければ、予習する時間が十分とれるのではないかと思います(都道府県、第1回)
- 演習でやり取りが見られたのはよかった。他市町村等から出た質疑応答の内容について、 資料としていただきたい(市(10~30万)第2回)

# 【今後についてのご意見】(4件)

- 当市では、廃家電等ではなく、資源物の持ち去り業者がおり、その対応に苦慮しております。もし今後資源物の回収にフォーカスをあてたセミナーの開講がありましたら大変ありがたく存じます(市(10万未満)第2回)
- 質疑応答の時間を延ばしてほしい。各自治体からの事前質問に対する解説も含めて。(政令市・中核市・23区、第2回)
- 演習は高度すぎる。基礎と応用に分けて開催した方が良い(属性無回答、第2回)
- 演習に入るまでの時間が短かったため、自分の考えをまとめることが難しかった。(政令市・中核市・23区、第2回)

# 【その他】(3件)

- 講義の内容もさることながら、他の自治体において自分と同年代の若い世代が廃棄物監視の業務を担っていることを知ることができ、励ましになった。(都道府県、第1回)
- 業務の都合でリアルタイムでの視聴ができなかったが、後日視聴ができ、また一時停止や 巻き戻しができて大変よかった。(都道府県、第1回)
- 途中、業務対応のため、中座しなければならなかったが、後日 YouTube にて拝聴させていただきます。(市(10万未満) 第2回)

# 4.アンケート調査票(参考)

# 令和4年度「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」

アンケート	

- (1) ご自身についてお答えください。
  - A. ご所属の自治体 (当てはまるもの1つ。複数に該当する場合は2を選択してください。)
    - 1. 都道府県
- 2. 政令指定都市・中核市・東京都区部 3. 市(30万人以上)
- 4. 市(10万人~30万人未満) 5. 市(10万人未満) 6. 町・村 7. その他(
- B. 廃棄物に係る業務経験年数 (当てはまるもの1つ)
  - 1. 1年未満
- 2. 1~3年未満 3. 3~5年未満 4. 5年以上
- C. 担当する廃棄物等の種類 (当てはまるものすべて)
  - 一般廃棄物
- 産業廃棄物
- 3. 有害使用済機器 4. その他()
- D. 担当する業務内容 (当てはまるものすべて)
  - 1. 家電/小型家電リサイクル 2. 広報・啓発 3. 不法投棄対策
  - 4. 許認可業務 5. 指導業務(排出事業者) 6. 監視指導業務(処理業者)

- 7. その他(
- (2) 貴自治体の管轄区域で現在問題になっている違法な不用品回収業者のタイプについて、あては まるものすべてにOをつけてください。
  - 1. 巡回回収型 (軽トラック等で街宣しながら巡回して回収するもの)
  - 2. 拠点回収型 (空き地等で「無料回収」と記載された看板等を掲げて回収するもの)
  - 3. 日時指定回収型 (指定した日時に、ごみステーションや道路上等を回収場所に指定して回収するもの)
  - 4. ちらし型 (無料回収を謳ったちらしを各家庭に配布し、排出者から連絡させて回収を行うもの)
  - 5. インターネット型 (無料回収を謳ったサイトを通じて宣伝し、排出者から連絡させて回収を行うもの)
- (3) 貴自治体の取組み状況について、次のうち当てはまるものに〇をつけてください。

A.	住民・事業者への適切な 排出方法の周知	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施	
B.	住民等に通報を依頼	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施	
C.	パトロール	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施	
D.	巡回業者の追跡・聞き取り	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施	
E.	立入検査	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施	
F.	摘発体制の整備 (関係組織との連携等)	1. 実施中 2. 以前は実施していた 3. 未実施	
G.	その他	具体的にご記入ください。 ( )	)

裏面もご回答ください

	理対策(違法回収対策を含む)における都道府県・市間
可付等との連携状況(中町村職員は都追 て、現状、課題、今後の展望等があれば	i府県との連携、都道府県職員は市町村との連携)につい t.ご記入ください。
TO STATE OF THE ST	
)(3)で「3. 未実施」に〇をつけた取	組みについて、実施されていない理由をご記入ください
) 今後、取組みを実施していくにあたり、	国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。
)本日のセミナーの各講義について、当	áてはまるもの1つに○をつけてください。
A. 難易度について	1. 難しすぎる 2. 適切である 3. 易しすぎる
B. 全体の時間について	1. 長すぎる 2. 適切である 3. 短すぎる
C. 法制度の解説について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
D. 具体的な指導方法の解説について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
E. 具体的な指導の手順について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
F. 演習・質疑応答等について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
G. セミナー全体について	1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった
)セミナーについて、特に良かった点や	- らご要望がございましたらご自由にご記入ください。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
O) 本セミナーの視聴に用いた Web サー	-ビスを1つ選択してください。
1. Zoom 2. YouTube	
1) 本セミナーの視聴人数についてお信	引いします。あなたと同じ端末(PC・タブレット等)をF
	聴された方がいれば、あなたを含む人数を記入してく
さい。あなた1人で視聴いただいた	-場合には、「1 名」と記入してください。
※例:あなたを含め 5 名の方がセミナ	├一を同じ PC で視聴した場合、「5 名」と記入してください。 
(スクリーンで映像を投影した場合	等を含む)
( 名)	
2)参加された回をお答えください。	
1.1月26日 (木) の回 2.2月20	日(月)の回
後に、よろしければ自治体名をご記入く	ださい。
貴自治体名	

令和4年度環境省請負業務報告書

「令和4年度適正なリユースの促進及び 違法な不用品回収業者対策に向けた調査・検討業務」報告書

令和5年3月24日

発注者 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にし たがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。